

# AOTCA TOKYO 2023



## インターナショナル・タックスカンファレンス

日本語資料（仮訳）

2023年11月1～2日

### Contents

基調講演 中里実 東京大学名誉教授

セッション1 デジタルタックス/Pillar 2

- 小出一成 (日本)
- Paul Lau (シンガポール)
- Leo Luan (中国)
- Lam Le (ベトナム)

サジェスチョンスピーチ Piergiorgio Valente (イタリア)

セッション2 AIと税務戦略

- 佐藤修二 北海道大学教授
- 笹尾博樹 (日本)
- Eunja Lee (韓国)
- Enkhmend Magsarjav, Galmandakh Urlee (モンゴル)
- Prabin Raj Kafle (ネパール)
- Chow Chee Yen (マレーシア)

セッション3 環境問題から見た税制

- 平井貴昭 (日本)
- Thenesh Kanna (マレーシア)
- Tony Greco (オーストラリア)

サジェスチョンスピーチ

- 藤本則子 (日本)
- T. Arsono (インドネシア)
- 近藤勝美 (日本)
- Desmond Wong (香港)

※資料は仮訳です。

基調講演

AOTCA  
TOKYO  
2023





# AOTCA TOKYO 2023



4つのカンファレンステーマの共通点  
将来の税制への影響

中里実、東京大学名誉教授

2023年11月1日

4つのカンファレンステーマの共通点  
将来の税制への影響

中里実 東京大学名誉教授

AOTCA  
TOKYO  
2023



# 概要



租税法における4つの重要なトピックに共通する特徴とそれらが世界的に税制の将来に与える影響について、お話をいたします。

- トピックは、
  - 国際取引における源泉徴収税
  - 環境問題に関する税制
  - タックスコンプライアンス
  - デジタル課税 Pillar 2

## I. はじめに



- ・ 議論すべき4つのトピックを簡略に紹介
- ・ 税制における、これらのトピックの重要性を説明

## II. 国際取引における源泉徴収税



### 源泉徴収税

- ・ 定義と目的
- ・ 世界の現状
- ・ 将来の方向性 導入拡大や脱税防止のための国際協力の強化等
- ・ 将来の源泉徴収税を形成するデジタル取引の役割

## III. 環境問題に関する税制



- ・ 税制と環境問題の関連性
- ・ 炭素税などの環境課税政策の例示
- ・ 環境税制の将来の方向性
  - 地球環境問題に対処するための政策の拡大、各国間の協力強化等
- ・ 持続可能な技術の採用を促進する税制優遇措置の利用

## IV. タックスコンプライアンスについて



- ・ タックスコンプライアンス強化の重要性
- ・ タックスコンプライアンス強化のための戦略  
教育、法制化、技術的進歩等
- ・ 将来の方向性  
プロセスの合理化、コンプライアンス違反のリスク軽減のためのテクノロジー活用の拡大等
- ・ 将来のタックスコンプライアンス形成における人工知能とブロックチェーンの役割を強調

## V. デジタル課税 Pillar 2



### デジタル課税

- ・ 定義と目的
- ・ 世界の課税政策の現状
- ・ 将来の方向性  
多国籍デジタル企業による租税回避の防止のため、更なる国際協力の強化、課税範囲の拡大等
- ・ グローバル・ミニマム課税の推移とデジタル課税への多角的アプローチの採用

## VI. おわりに



- ・ プレゼンテーションの要点
- ・ 世界の租税政策の将来における、これらのトピックの重要性

## おわりに：トピックの概要



- ▶ 我々は国際租税法の真の国際化を目の当たりにしている。かつての国際租税法は、外国企業への課税に主眼が置かれていたため、極めて国内的なものであった。
- ▶ しかし、現在は世界中の国際機関や専門家が情熱を持って広く関与している。もはやこの分野で孤立している国はない。

2015年の大阪会議では、フランス語でプレゼンテーションを行いました。今日はフランス語で結びとしたいと思います。

- ▶ Voici le résumé de ce que je voudrais exprimer au début de cette conférence. J'espère que tous les rapporteurs et les panélistes engageront des discussions fructueuses sur les quatre sujets énumérés aujourd'hui.
- ▶ **Ayons des discussions animées et passionnées.**
- ▶ (以上が、このカンファレンスの冒頭にあたり申し上げたいことの概要です。スピーカーの皆さんには、今日挙げた4つのトピック(又はテーマ)について生産的な議論をしていただきたいと思います。
- ▶ **活発で熱い議論をしましょう。**

セッション1  
デジタルタックス／Pillar 2



# AOTCA TOKYO 2023



## デジタル課税 BEPS2.0 第2の柱Pillar 2

小出一成

日本税理士会連合会

2023年11月1日

はじめに、本日を迎えるにあたり事務局をはじめ御尽力くださったすべての方に心から感謝申し上げます。

本会議の直前に逝去された東京税理士会国際部長相澤康晴先生の本会議開催に至るまで情熱、実行力とリーダーシップ、そして来場する皆様へのおもてなしの心なくして今日本会議は迎えられなかったと確信し、心から感謝を表明すると共にご冥福をお祈り申し上げます。



## 本日本話したいこと



1. BEPS2.0 Pillar 2の重要性
2. BEPS2.0 Pillar 2導入後の影響について

### 3つの大きな変革

1. 税務ガバナンス体制構築の重要性
2. M&A 実務が変わる、SPAの重要性がこれまで以上に増加する
3. 税務DX (Digital Transformation)  
税務データマネジメントの重要性が高まる

## BEPS2.0 Pillar 2の重要性

日本税理士会連合会

小出一成

AOTCA  
TOKYO  
2023



## なぜBEPS2.0 Pillar 2が重要なのか



- BEPS2.0とは、「法令遵守（コンプライアンス）」です。
- BEPS1.0は移転価格税制の文書化（MF/LF/CbCR）、企業の適時申告に基づく、税務当局間の情報交換を見据えた税務アドバイザリーが主流でした。
- これまで、国際租税の分野では「税金が国境を超えること」はありませんでしたが、BEPS2.0導入後は、「各国税務当局が、企業の法人税申告や国別報告書などの自主申告に基づく課税権の行使する時代は終焉し、前代未聞の世界的な基準に基づく申告納税と徴税権の行使が行われる」こととなります。
- 日本におけるPillar 2（IIR）の施行日は2024年4月1日です。

## BEPS 2.0 Pillar 2導入後の税務専門家の役割をどのようにお考えですか



- BEPS2.0 Pillar 2の課題と税務専門家が果たす役割とは
- OECDおよび各国の立法担当者は「会計監査および適時開示に関する豊富な実務知識をなくして、会計上の数値を使って、それぞれの設立準拠国において画一的な課税を行うこと」に実務上の実行可能性と執行上の課題があります。
- つまり、BEPS 2.0の国別の実効税率の計算はとても複雑であり、企業は税務専門家に頼らなければ、Pillar 2の税金計算を完遂することができません。企業におけるCFO Agendaに留まらず、株式市場への信頼を揺るがしかねない重要なAgendaといえます。
- 我々税務専門家の果たす役割は非常に大きく、その成否は我々の双肩に掛かっているといっても過言ではありません。企業そして立法担当者とタッグを組み、BEPS 2.0 Pillar 2の導入を成功に導きましょう。

## BEPS2.0 Pillar 2 法制化のプロセス



BEPS2.0 Pillar 2（所得合算ルール）は、令和5年度税制改正で所得合算ルール（IIR）が法制化し、2024年4月1日以後に開始する対象会計年度から適用開始の予定です。今後アジア地域でも法制化が進み、長い旅が始まります。

	2022年 (令和4)	2023年 (令和5)	2024年 (令和6)	2025年 (令和7)	2026年 (令和8)
<b>IIR</b> Income Inclusion Rule 所得合算ルール		税制改正・法制化 2023年3月			適用開始:2024年4月1日以後に開始する「対象会計年度」
<b>UTPR</b> Undertaxed Profits Rule 軽課税所得ルール			早ければ 税制改正・法制化 2024年3月		
<b>QDMTT</b> Qualified Domestic Minimum Top-up Tax 適格国内ミニマムトップアップ税			早ければ 税制改正・法制化 2024年3月		
		<ul style="list-style-type: none"><li>免除税率30% → 27%</li><li>添付書類要件の緩和</li></ul>			
<b>JCFC</b>		税制改正・法制化 2023年3月			適用開始:2024年4月1日以後に開始する「事業年度」
		外国に所在する法人等が稼得する所得を基に課税する仕組み			
		内国法人等が稼得する所得を基に課税する仕組み			
		外国子会社合算税制			

## 全世界共通の「GloBEルール」の国内法制化のポイントは3つです



01

IIR

所得合算ルール

軽課税国の子会社等に係る国別実効税率と基準税率15%の差に基づき算定された国際最低課税額を法人税および地方法人税として課税

2023年度税制改正

02

UTPR

軽課税所得ルール

IIRによる課税が十分に実施できない場合経済実体がある関係会社等の所在国で課税

2024年度税制改正以降

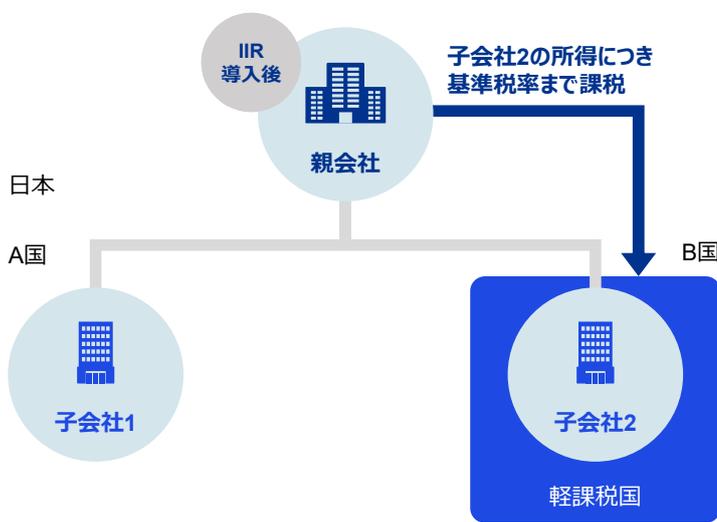
03

QDMTT

適格国内ミニマム  
トップアップ税

内国法人等が稼得する所得を基に、国別実効税率と基準税率15%の差を日本で課税

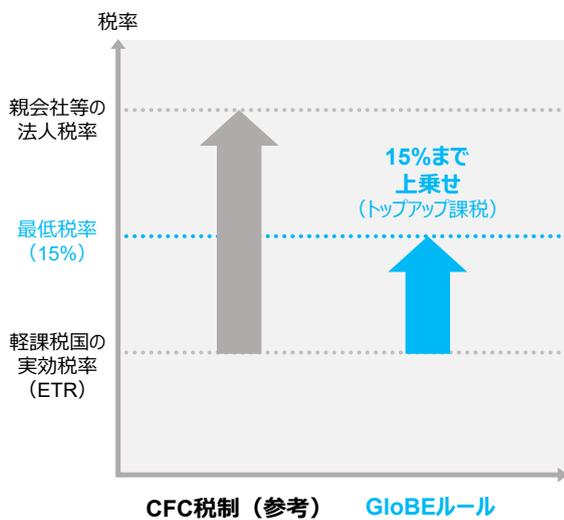
所得合算ルールとは、軽課税国に所在する子会社等に係る所得について  
 国別実効税率15%の差分を、親会社で法人税として課税を行うルールです



POINT

- 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である親会社が納税義務者
- 最終親会社の連結財務諸表上の連結子会社が適用対象（非連結子会社・支店等を含む）
- 国・地域別に実効税率を計算
- 軽課税かどうかの判断は基準税率15%未満かどうか
- 軽課税国の所得計算では実質ベースの所得除外規定あり

これは、所得合算ルールの税額計算イメージとなります。  
 連結売上高が7億5,000万ユーロ以上の多国籍企業グループに適用されます

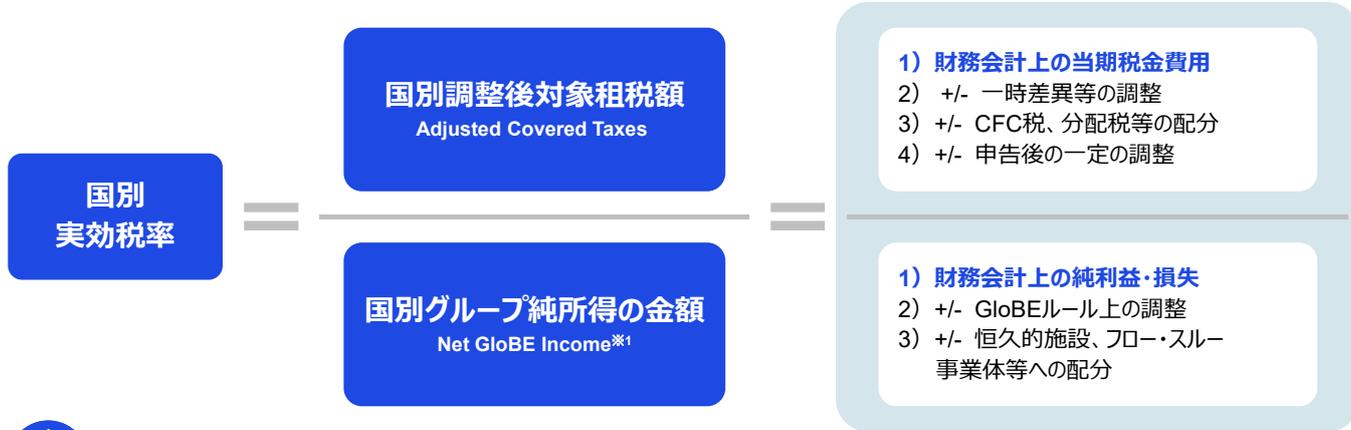


#### 計算イメージ

- 01 国別にETRの計算を行い、最低税率未満の税率差を算出（トップアップ税率）
- 02 国別の所得\*にトップアップ税率を乗じ、トップアップ税額を算出する
- 03 トップアップ税額を各構成事業体に配分し、IIR・UTPRIに従い課税

\* 軽課税国に所在するグループ会社の損益を合計した所得から実体ベースのカーブアウト額を控除した残額（「超過利益」）

実効税率（ETR）は国・地域ごとに計算します。  
 同じ国・地域に複数事業体がある場合、分子も分母も合計額となるため  
 非常に煩雑な作業となります



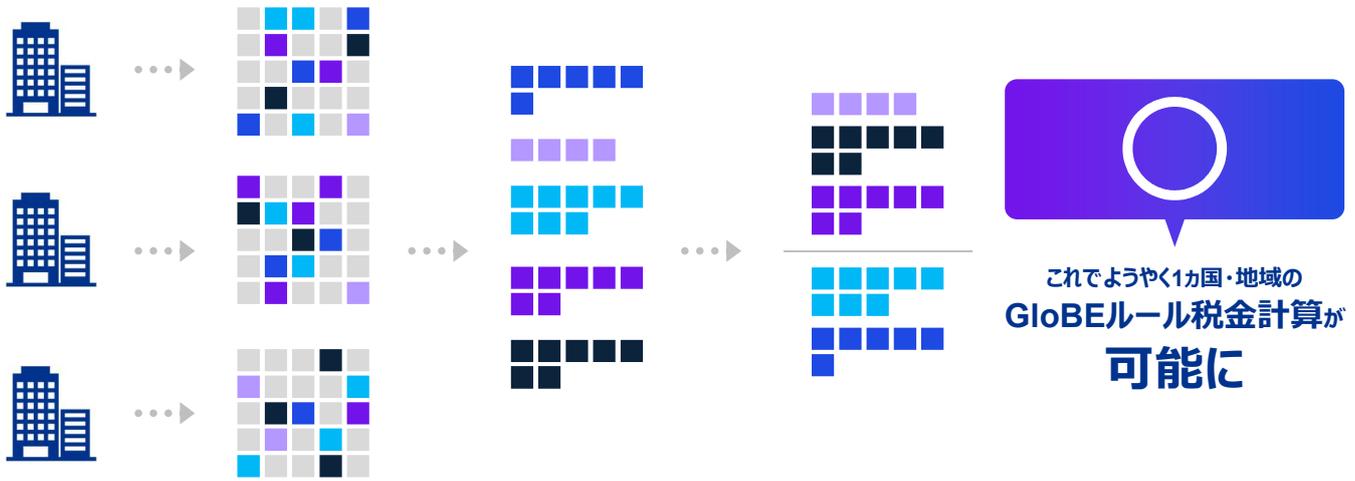
**税額控除（適格還付可能税額控除を除く）は調整後対象税金を減少させ、その結果、ETRを減少させる**

※1 その国・地域に所在するすべての構成会社等に係る個別計算所得金額の合計額から、その国・地域に所在するすべての構成会社等に係る個別計算損失金額を控除した残額をいう。

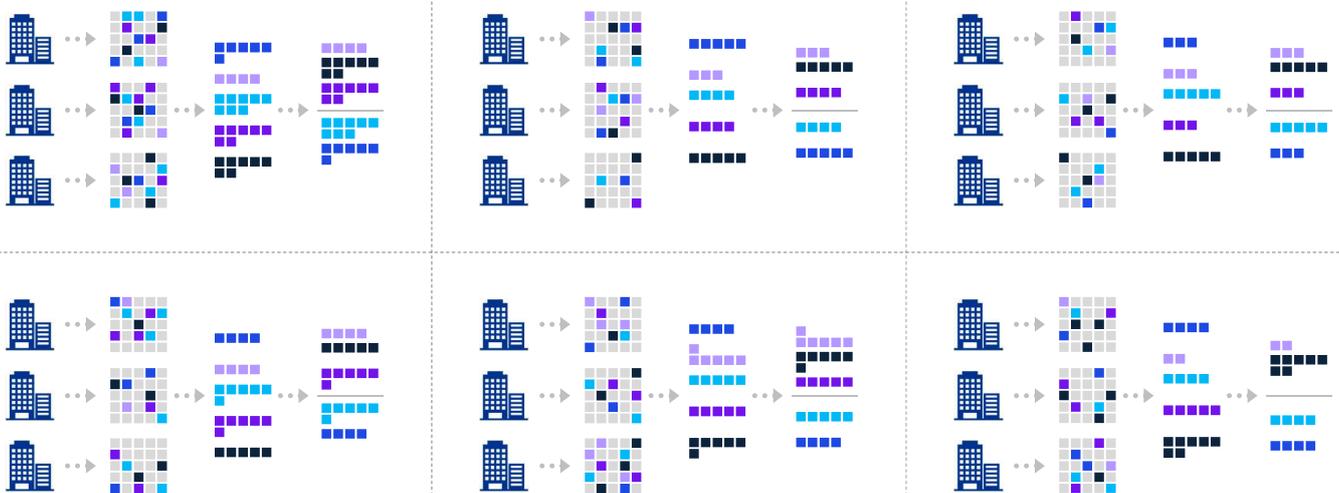
準備はできていますか？ 所得合算ルールには6つのステップがあります。  
 成功のポイントは、このステップを短時間で完成させることです。



想像できますか？各子会社の連結情報を単純合算するのではなく、GloBEルール<sup>1</sup>の税金計算項目を切り出し、各要素の調整計算を行い、国・地域ごとに合計して、ETRの分子分母を計算します



さらに、国・地域ごとに同じ調整計算を行い、正確に税額の計算をしなければなりません



# BEPS 2.0 Pillar 2 導入後の影響とは

日本税理士会連合会

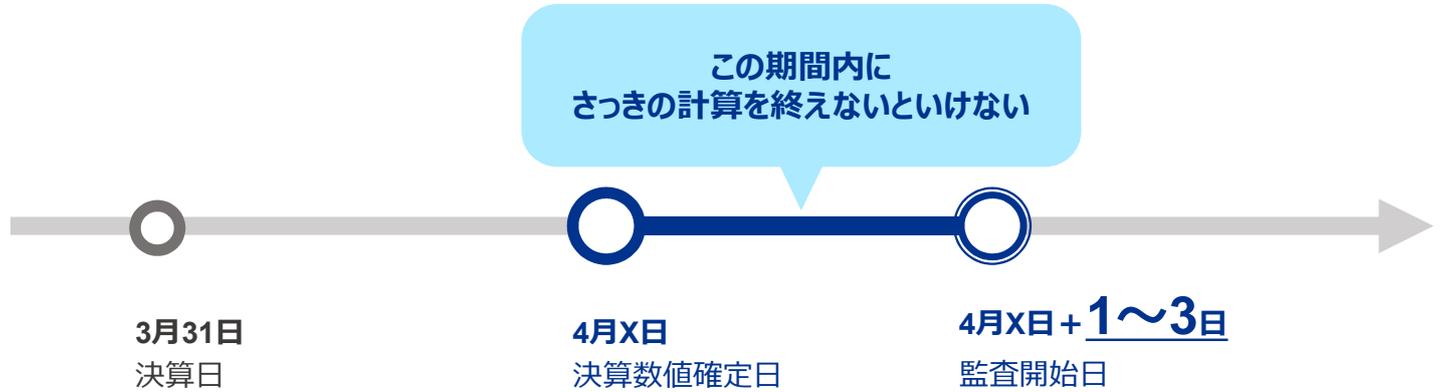
小出一成

AOTCA  
TOKYO  
2023 

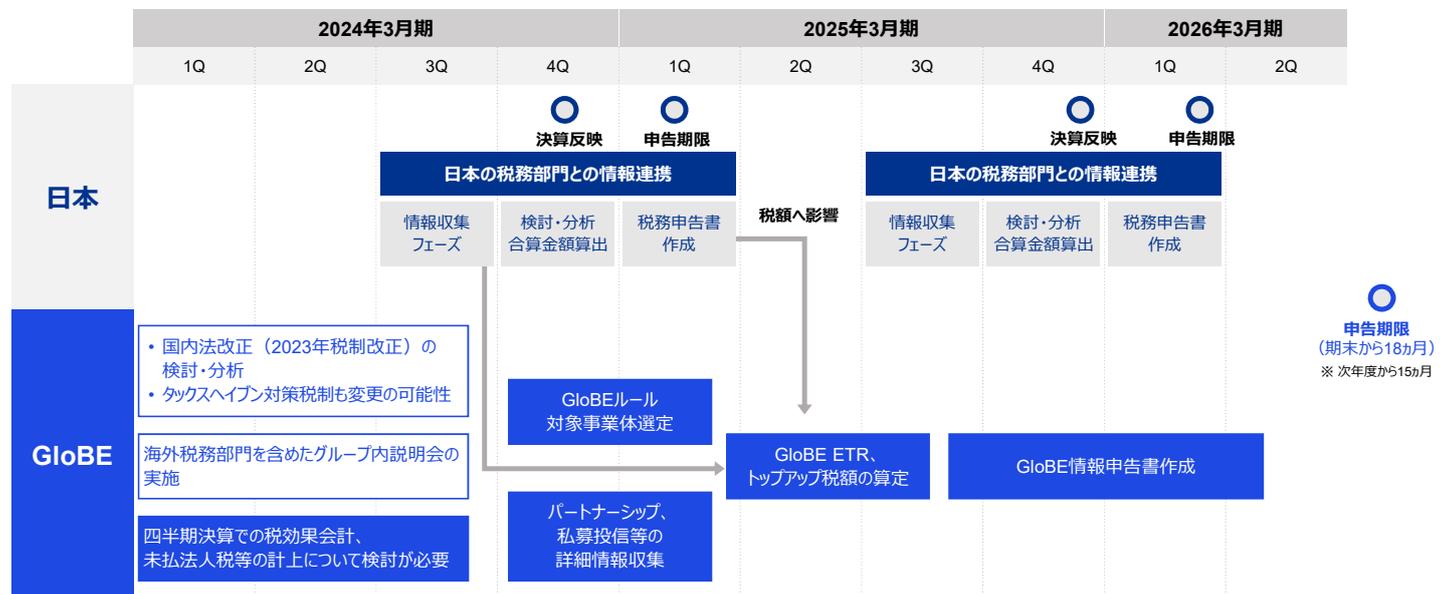
## BEPS2.0 Pillar 2が導入されると

- 1 税務ガバナンス体制構築が必須となる
- 2 M&A実務が変わる SPAの重要性がこれまで以上に増加する
- 3 税務DX (Digital Transformation)  
税務データマネジメントの重要性が増加する

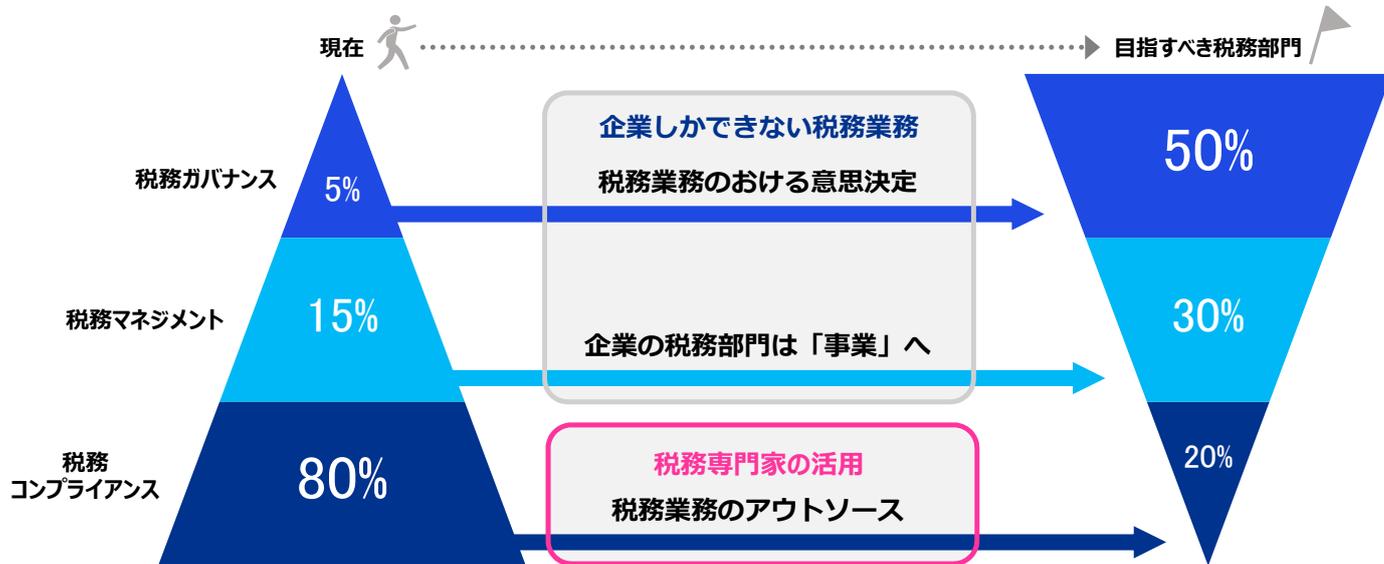
会計監査および適時開示に備えるため、  
短時間でPillar 2税額計算を終えないといけない。



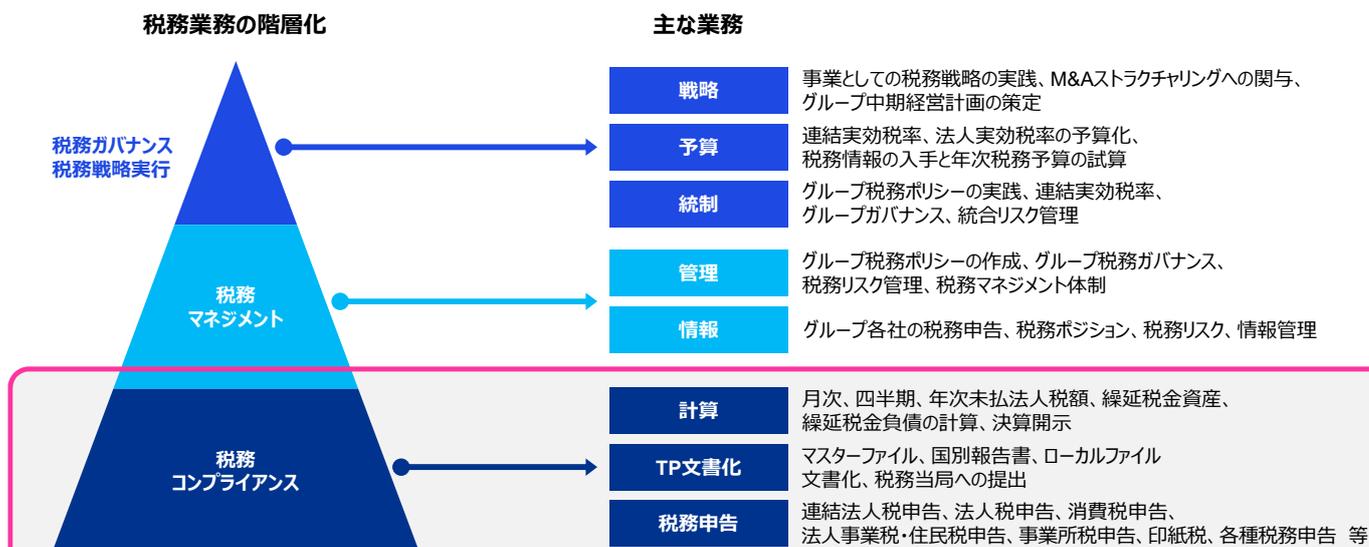
厳しいタイムラインを乗り越えていくためにも、  
税務ガバナンス体制の構築に着手する必要があります。



日系企業の税務ガバナンスを変えていくためには、  
経営陣のマインドセットの変革が重要と考えます



税務コンプライアンス業務の事務負担が大きく  
他の業務に手が回らなくなることも



リソースが限定され、税務コンプライアンス業務の事務負担がますます大きく、ほかに手が回らない

# BEPS2.0 Pillar 2が導入されると

- 1 税務ガバナンス体制構築が必須となる
- 2 M&A実務が変わる SPAの重要性がこれまで以上の増加する
- 3 税務DX（Digital Transformation）  
税務データマネジメントの重要性が増加する

## M&Aの実務が変わる

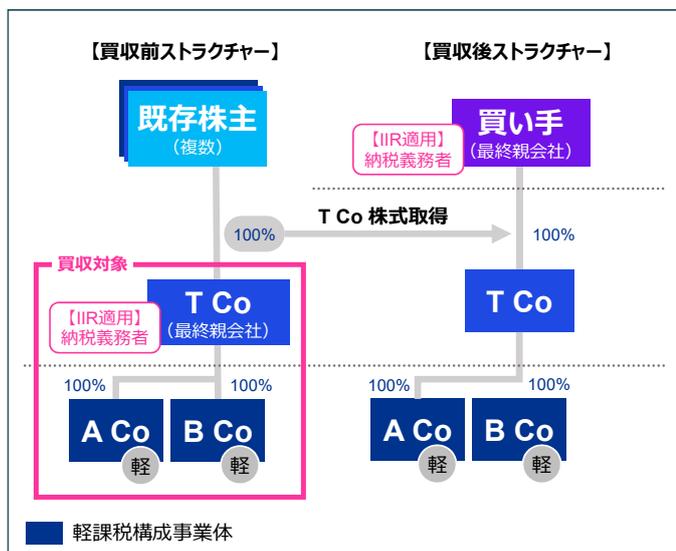


BEPS2.0  
Pillar 2

M&Aにおける論点

- IIR等の納税義務・税務リスクの引継ぎ
- 税務DDの限界／SPAの重要性
- 買収による国・地域単位の実効税率への影響
  - バリュエーションにおける考慮
  - 買収後の事務負担

M&Aが変わるインを乗り越えていくためにも、  
DDにおける納税義務・財務リスクの事前確認が重要



論点

- ・買収前の会計年度で生じた国際最低課税額（トップアップ税）は、引き続き、T Coが納税義務を負う。
- ・ターゲット会社が、適格国内ミニマムトップアップ税（QDMTT：Qualified Domestic Minimum Top-up Tax）の納税義務を負っている可能性がある。



- 買収前のIIR申告納税、QDMTT申告納税は適切に行われているか？
- 買収直前年度のトップアップ税が適切に財務諸表に反映されているか？
- 買収直前年度のQDMTTは、買収後にA Hold Coが計算する
- 税務調査の際の協力義務

買収後の実効税率への影響を考慮しなければならない



【買収前：買い手グループ（x国合計）】

	翌期予測
所得	300
税金費用	60
実効税率	20%
トップアップ税	課税なし (15%以上)

【買収後：買い手グループ（x国合計）】

	買収後合計
所得	900
税金費用	90
実効税率	10%
トップアップ税	45 (900 × (15% - 10%))

【買収前：ターゲット会社（x国合計）】

	翌期予測
所得	600
税金費用	30
実効税率	5%
トップアップ税	課税なし (多国籍企業グループに非該当)



- 買い手は、買収により発生し得るトップアップ税を、バリュエーションに織り込む必要がある
- トップアップ税の課税分、買い手グループにおいて、ターゲット会社の買収効果は下がる



## 税務DDの限界

- M&Aの限られた時間軸のなかで、どこまで税務DDが可能か
- そもそも、情報が開示されるか

**SPAの重要性が高まる**

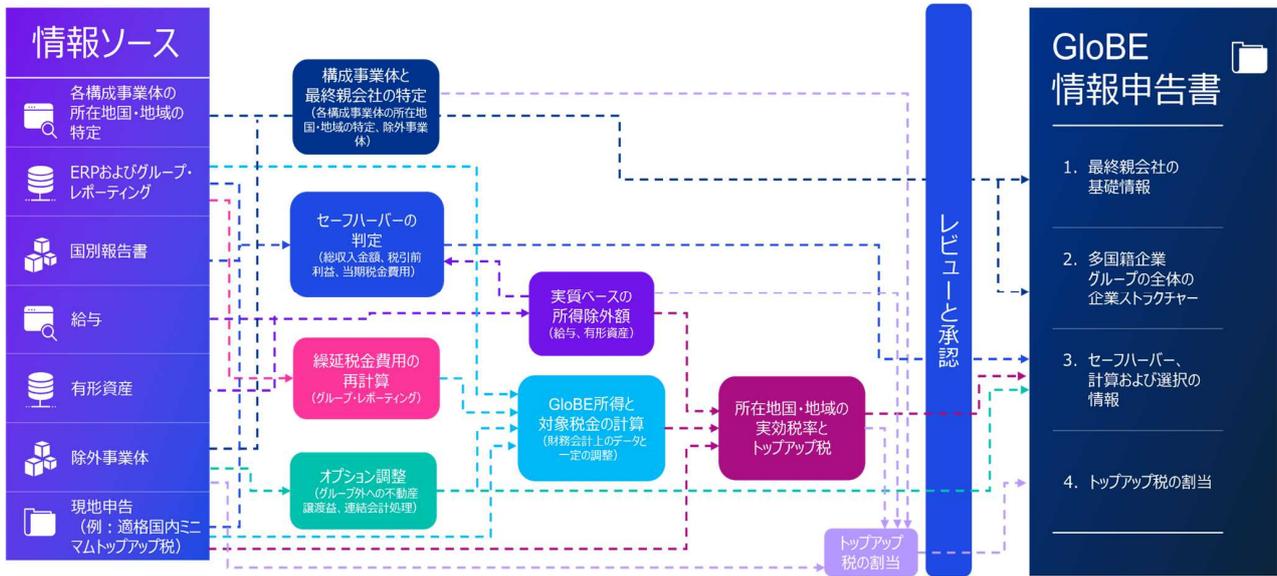
## BEPS2.0 Pillar 2が導入されると

1 税務ガバナンス体制構築が必須となる

2 M&A実務が変わる

3 税務DX (Digital Transformation)  
税務データマネジメントの重要性

## 税務DXと税務データマネジメントの重要性 データ活用とGloBE情報申告書の作成プロセス



## 税務DXと税務データマネジメントの重要性 税務データ活用とBEPS2.0 Pillar 2システムの課題とは



**グローバルな一貫性**  
Global Consistency



**標準化と自動化**  
Standardization and Automation



**継続的改善**  
Continuous Improvement



**現地の専門知識**  
Local Expertise



**リアルタイムの可視性**  
Real-time Visibility

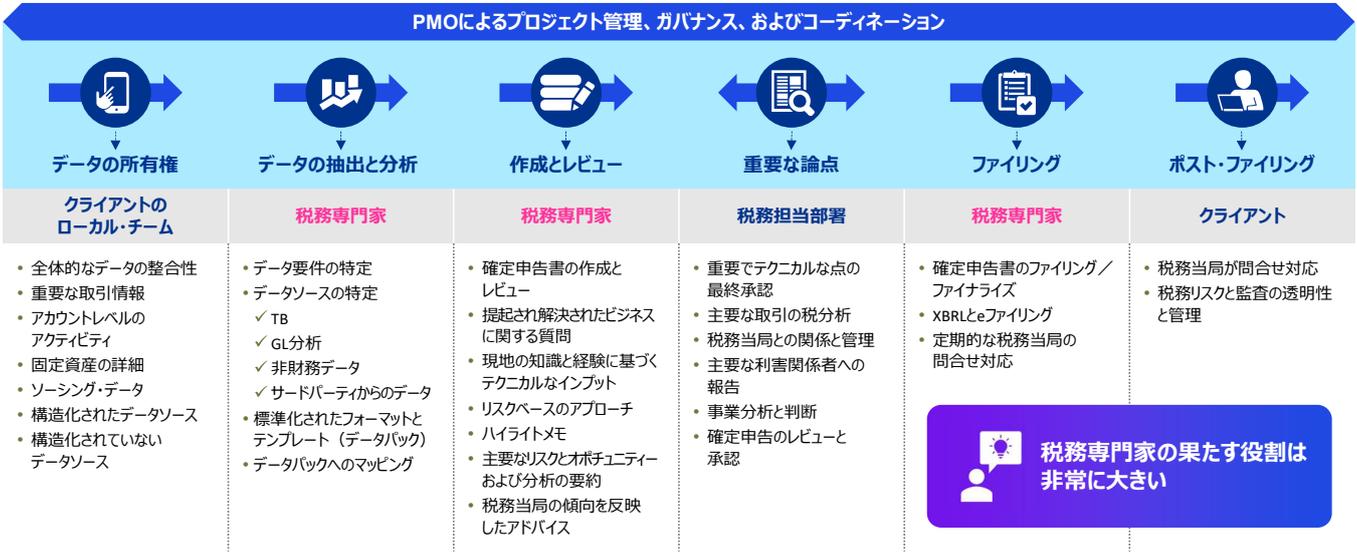


**一元化（地方分権型から中央集権型へ）**  
Centralization



**柔軟性と拡張性**  
Flexibility and Scalability

# 税務DXと税務データマネジメントの重要性 データ活用と税務専門家の役割の重要性



# 税務DXと税務データマネジメントの重要性 税務データマネジメントとBEPS2.0 Pillar 2システムイメージ



Country by country reporting

17 12 4 650.74K 208.90K -20.11%

Operational Transfer Pricing

29 45.9% 58.2M

BEPS Modelling

15.3% 26.7%

Tax Payments

Tax Position

141M 376.344K

VAT Analytics

97.2M 6.0M 62.1K 216.2M 14.1M 29.3K

## 結論



国際租税の分野では「税金が国境を超えること」はありませんでしたが、BEPS2.0導入後は、「各国税務当局が、企業の法人税申告や国別報告書などの自主申告に基づく課税権の行使する時代は終焉します

BEPS 2.0 導入後の大きな3つの変革とは

1. 税務ガバナンス
2. M&A 実務の変革
3. 税務DX（digitalization）と税務データマネジメントの重要性

我々税務専門家の果たす役割は非常に大きいです。是非、皆様一緒に手を合わせてBEPS 2.0 Pillar 2の導入を成功に導きましょう



# AOTCA TOKYO 2023



## セッション1: デジタル課税、第2の柱

ポール・ラウ、シンガポール税理士会



2023年11月1日



ポール・ラウ  
税理士(ATA:  
Accredited Tax  
Advisor)(所得税)

シンガポール税理士会

28年以上の税務経験を有するポール・ラウは、PricewaterhouseCoopers (PwC) Singaporeの税務担当パートナーであり、シンガポール税理士会 税務および課税委員会(Tax and Levies Committee)の委員長も務めている。

これまでに、税務リスク管理やガバナンスフレームワーク、合併買収、企業再編、資産流動化、キャピタルマーケット金融商品、みなし外国税額控除、不動産金融、移転価格等に関するアドバイスをクライアントに提供するなど、豊富な税務経験を有する。

PwC Singaporeでは、金融税務担当パートナーを務めるとともに、税務実務・政策(Tax Technical and Policy)ユニットを率い、税法の解釈において社内の指針となっている。また、PwCの国際金融サービス移転価格ネットワークのメンバーとして、クロスボーダー取引を構築する銀行や投資ファンド、財務センター向けに、税務や移転価格に関するアドバイスを提供している。

さらに、オランダを拠点とするIBFD(International Bureau of Fiscal Documentation)が発行する『*Derivatives and Financial Instruments*(デリバティブと金融商品)』の編集委員を務めたほか、シンガポールにおける堅牢で活気あるタックスエコシステム構築方法を検討するための業界主導グループ、STEPS(The Study of the Tax Ecosystem and Practices in Singapore)実行委員会にも参加した。シンガポール勅許会計士資格における税務科目も免除に関して、シンガポール会計委員会(Singapore Accountancy Commission)の独立審査員も務め、現在第3版まで発行されている参考書『*The Law and Practice of Singapore Income Tax*(シンガポール所得税の法令と実務)』の著者の1人でもある。

シンガポールの南洋理工大学で会計学士号を取得し、オーストラリアのシドニー大学で租税法の修士号を取得している。

# 要約

- シンガポールは、OECD/G20の「税源浸食と利益移転に関する包括的枠組み（BEPS）」プロジェクトに参加 - 法域間の公平な競争条件を求める
- 世界的な動きに対応して、シンガポールは:
  - 2025年1月1日以降に開始する会計年度を対象としたGloBEルールと国内トップアップ税制（DTT）の導入を予定；
  - 優遇税制を維持する；
  - 競争力を維持するため、人材、インフラ、ビジネス環境への投資を継続する。
- 課税対象ルール(STTR)は、シンガポールの当事者との特定の国境を越えた対象取引について、発展途上国に追加的な課税権を与えるものである。
- 企業には以下のことが求められる：
  - 国内トップアップ税（IIR か DTT かを問わない）の影響を含む現行の税制及び STTR に基づく追加的な源泉国課税権との相互作用を考慮する；
  - ピアレビューや情報交換の増加により、多国籍企業の税務に関する監視が強化されることを予測すること。

## 第2の柱に関するシンガポールの状況 最近の動向と課題

# OECD/ G20 BEPS包摂的枠組み

## 第1の柱(Pillar 1)

### 利益A

- 市場国への新たな課税権の配分
- 2025年1月1日より、総売上高が200億ユーロ超の多国籍企業に適用(7+1年後に100億ユーロ超)
- 移転価格(TP)に加えて適用
- 税引前利益率が10%を超過する利益の25%を市場国に配分
- 多国間条約(MLC)を通して適用される予定。デジタルサービス税(DST)は、クリティカルマス形成する国の支持があればモラトリアムで合意

### 利益B

- 新たな移転価格ルール
- 非コモディティ商品の第三者への一定の販売活動について、リターンを規定
- 2024年1月1日より実施
- 改訂されたOECD移転価格ガイドラインを通して適用される
- コンサルテーションは2023年9月1日に締め切られた

## 第2の柱(Pillar 1)

### GloBE(グローバルな税源浸食防止ルール)

- グローバルミニマム課税
- 国別ブランディングの実効税率が15%未満である場合に、超過利益(以下に定義)に対して適用
- IIR(Income Inclusion Rule:所得合算ルール)は、2024年1月1日より適用(国によって開始日が異なる)
- UTPR(Undertaxed Payments Rule:軽課税支払ルール)は、2025年1月1日より適用
- 暫定的なセーフハーバー・ルールが適用される(UTPRを含む)
- 国内トップアップ税

### STTR(租税条約特典否認ルール)

- 源泉地国の課税対象となる収入源の拡大
- 受益者への課税が名目税率9%未満であった場合に適用される
- GloBEに優先して適用され、対象租税として扱われる
- 2国間の協定または多国間条約により実施

## シンガポールの立場

- シンガポールの立場:
  - 国際的に合意された基準に従う
  - 自国の課税権を保護
  - 企業のコンプライアンス負担を最小化
- シンガポールはOECD/ G20 BEPSプロジェクトの包摂的枠組みに参加:
  - 多国間合意に基づくアプローチと国際協力を支持
  - 課税管轄地域間の公平な競争の場を模索
- 企業の過度なコンプライアンス負担を回避するため、シンガポールは:
  - 自国のGloBEルールおよび国内ミニマムトップアップ税(DTT)の設計にあたって、モデル規則および執行ガイダンスを精査し、
  - QDMTTセーフハーバー要件を満たす形でDTTを導入すると見込まれる

## シンガポールの立場

- シンガポールは優遇税制を継続し、引き続き、人材、インフラ、ビジネス環境に投資することで競争力を維持する
- 「BEPS 2.0がもたらす法人税収の増加は・・・シンガポールの競争力拡大のために再投資する必要がある」ー財務省2022年度予算案 BEPSについての説明資料 (<https://www.mof.gov.sg/docs/default-source/policies/beps-2-infographic.pdf>)
- 国家生産性基金(NPF)について、投資誘致を支援対象へ追加するため、追加拠出を行うー2023年度予算案 ([https://www.mof.gov.sg/docs/librariesprovider3/budget2023/download/pdf/fy2023\\_budget\\_statement.pdf](https://www.mof.gov.sg/docs/librariesprovider3/budget2023/download/pdf/fy2023_budget_statement.pdf))

## 最近の動向

- 2022年度予算案において、シンガポールは：
  - 第2の柱 GloBEルールに対応した税制改正を行い、
  - トップアップ税(ミニマム実効税率[METR])の導入を模索すると発表
- IRASとシンガポール勅許税理士会(SCTP)などの専門家らによる共同研究グループを設置し、METR(現在はDTTとして知られている)の仕組みについて研究
- 影響を受ける企業や業界団体との協議

## 最近の動向

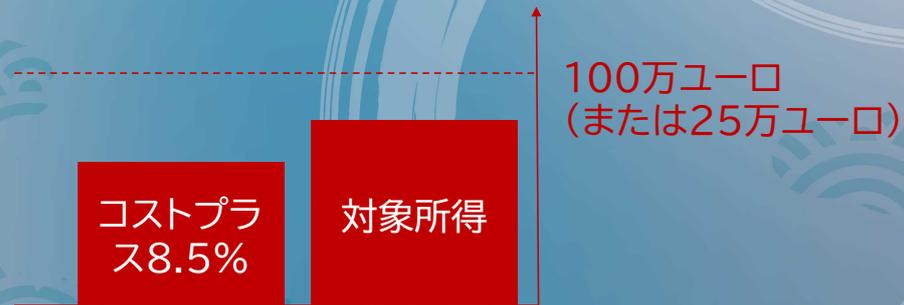
- 2023年度予算案に示されるとおり、シンガポールは：
  - 2025年1月1日から始まる会計年度より、対象事業について、GloBEルールおよび国内トップアップ税(DTT)を導入し、
  - 優遇税制を継続し、
  - 特定の譲許税率について見直す見込みである。たとえば、金融セクター・インセンティブ(FSI)スキームの適用を受けるものなど
- 当局によるパブリックアウトリーチー業界(SCTPを含む)と協力し、企業に税務の最新情報を提供
- 法案のパブリックコンサルテーションを実施する見込み

## STTR(租税条約特典否認ルール)

- 受領者の名目法人税率が9%未満の場合に、源泉地国が、特定のグループ内支払いに対して追加の納税義務を課すことを認める
- 対象となる所得－利子、ロイヤルティー、サービスフィーなど(配当は除外)、グループ／「関連者」間の支払い
- 条約ベースのルール－多国間条約または二国間租税条約の改正により、2023年10月から導入予定

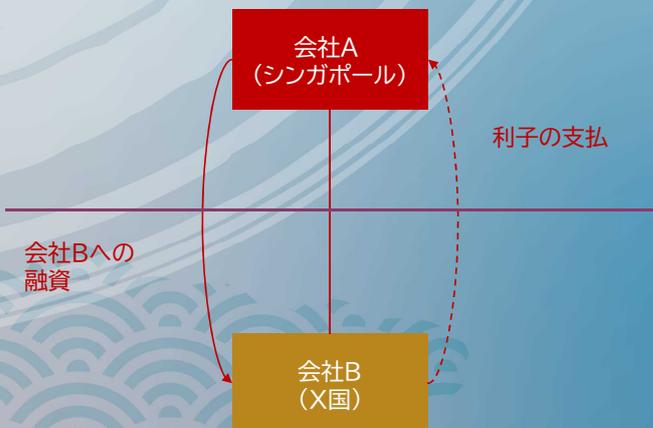
## STTR – 例外と閾値

- 特定の受領者の除外 – 主に投資収益を創出するために非関連者の資金を投資することを目的とする事業体または取引。ただし、事業体／取引またはそのマネージャーが規制の対象である場合に限られる
- 重要性の閾値 – 年間対象所得総額が100万ユーロ未満(2つの国・地域のうち小規模な方のGDPが400億ユーロ未満の場合は25万ユーロ未満)
- マークアップの閾値 – STTRは、利子・使用料以外の支払で、コストプラス8.5%以下の対象所得には適用されない



## STTR – 優遇税制との関係

### 例1: 源泉地国への新たな課税権の付与



#### 前提

- シンガポールとX国との間の租税条約にはSTTRが含まれており、重要性の閾値を超えている
- 会社AとBは「関連者」である
- 会社Aは、対象所得に対して8%の軽減税率を適用する認定ファイナンス&トレジャリーセンターに対する税制優遇制度を適用されている

#### STTRの運用

シンガポールとX国との間の租税条約において、源泉地国での利子の源泉所得税控除が規定されておらず、

会社Aが当該利子に対して支払う所得税が8%である場合、

会社Aは、STTRのリターンを申告し、X国に(最大1%)の差額の支払をしなければならない

## 課題－繰り返し議論されるテーマ

- データ要件とERPアップグレードのタイミング
- ルールの複雑性と新たな執行ガイダンスについての説明の必要性
- 合併・買収への影響
- 共通のアプローチにも関わらず、国・地域による解釈／導入が異なる
- 相互関係：
  - 移転価格と恒久的施設
  - 第1の柱と利益A、および
  - STTR

## シンガポール固有の課題

- 株主構成と少数株主持分
- 優遇税制と経済的コミットメント
- 法人所得税制との関係 例:キャピタルゲインと外国所得
- 複数の一連の記録がさまざまな申告要件を満たさなければならない
- 2025年より開始予定－2024年からGloBEルールを適用する国で事業を行う多国籍企業のGIR(GloBE情報申告)についての考慮
- 外国直接投資(FDI)誘致の競争力：
  - 優遇税制による経済的利益が減少してもFDI誘致の競争力を維持
  - 租税条約ネットワークによる競争力とSTTRを踏まえた自国の優遇税制との相互作用

# Thank you



# AOTCA TOKYO 2023

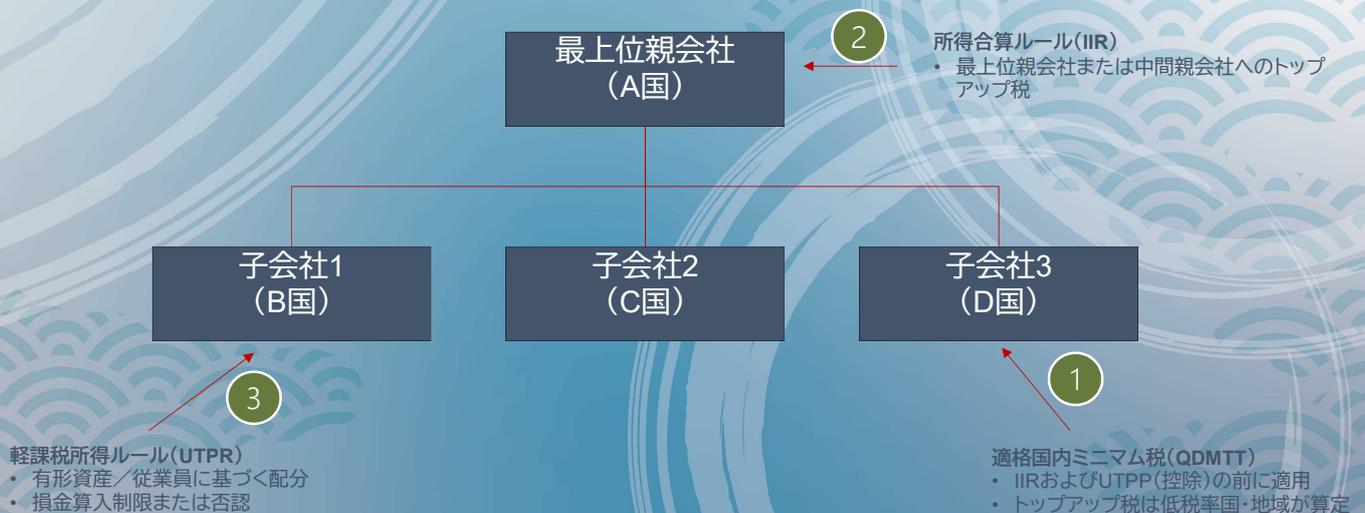


## デジタル課税、第2の柱 - 中国

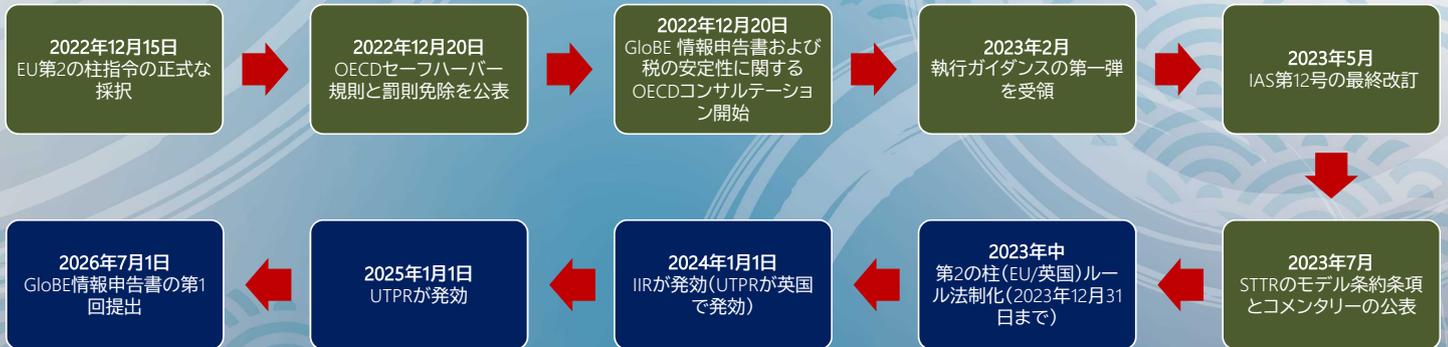
レオ・ルーアン / 中国注册税务师協会

2023年11月1日

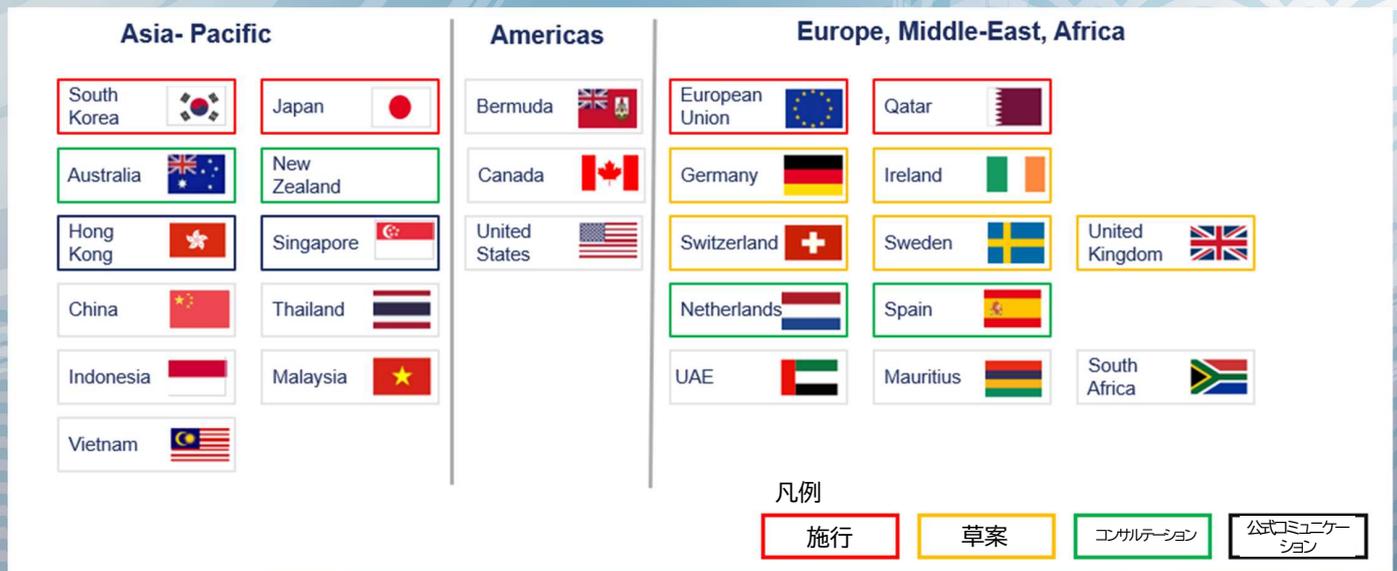
### 第2の柱における施策の概要



# 実施のタイムライン



# 実施状況



# 中国における第2の柱の実施

## 現在の状況

- 中国財政部と国家税務当局は、BEPSプロジェクトに深く関与してきた。
- 法案の提出や実施タイムラインの公表はされていない。
- 習主席は、次のような必要性を強調した。  
「デジタル経済における国際協力に積極的に参加する。良く観察し、先取的取り組みを行い、デジタル経済問題に関する国際機関内の交渉に積極的に関与し、デジタルガバナンスに関する二国間および多国間協力をを行い、多国間デジタルガバナンスメカニズムを維持および改善し、中国の意見を伝えるために中国による解決案を適時に提案する」
- 2023年3月9日、「第14回全国人民代表会議の金融経済委員会による2022年度中央・地方予算執行状況と2023年中央・地方予算案に関する検討報告書」。同報告書において、第4部の2023年度予算執行と財務業務を推進するための提案(6)で、デジタル経済の発展、関連税制の研究と改善、税徴収や管理メカニズムの最適化の必要性に適應することを特に提案している。

# 中国における第2の柱の実施

## 税制優遇措置

- 産業に対する優遇税制
  - 一定期間の非課税と、非課税期間終了後の減税
  - インフラ、半導体、ソフトウェア産業に関連する優遇税制
  - その他の恒久的優遇税制
- 活動に対する優遇税制
  - 資金調達拠点/地域拠点、IP、保険、チャーター/リースなどの活動に対する減税
- 研究開発関連の優遇税制
  - 加速償却
  - スーパー控除
  - 相殺および還付
- 売上高に対する優遇税制
  - 外国源泉所得
  - 国債、ベンチャーキャピタル所得など

## 中国における第2の柱の 実施 インバウンド投資

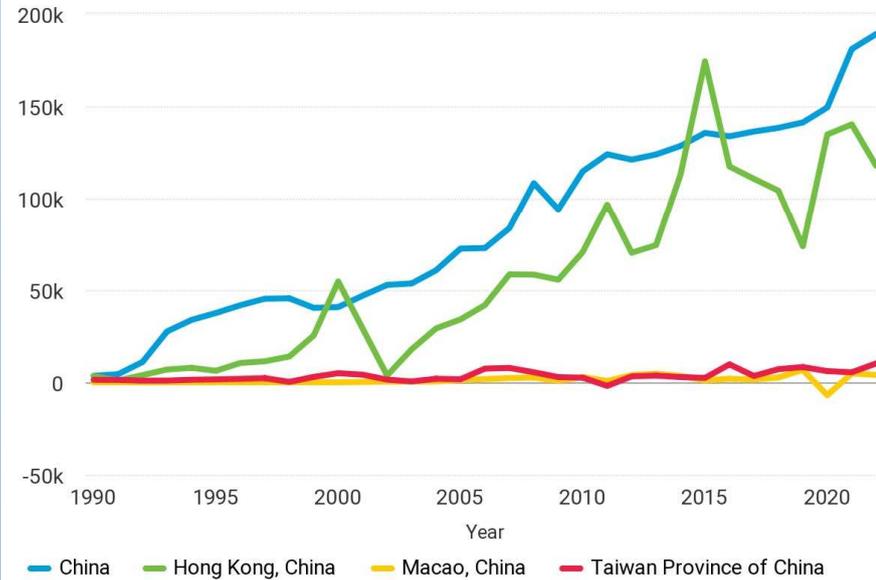
- 中国の優遇税率
  - ハイテク企業
  - 西部地域の企業
  - 自由貿易試験区
  - リンガン(臨港)新エリア
  - ピンタン(平潭)総合実験区
- ソフトウェア会社と回路設計会社は税率10%
- 加速償却その他の優遇税制



## 外国直接投資のフロー

特定の地域または経済による、特定の期間におけるもの

Millions of dollars



出典: UNCTAD World Investment Report  
2022

## 中国における第2の柱の実施 アウトバウンド投資

- 中国企業のアウトバウンド投資構造
- 香港における第2の柱の実施状況と連携
- UTPRと移行期セーフハーバー規則
- 実質ベースの所得除外額
- 今後の代替的な優遇税制:
  - 付加価値税
  - その他の手数料減額や手当

産業	企業数
テクノロジー&サービス	42
製造	32
不動産	30
医療・医薬品	21
建設	19
教育	10
金融	8
小売	8
自動車	4
その他産業	25
合計	199

低税率または無税の国・地域に子会社/中間会社  
(interposing structures)を有する企業(グループ売上高  
が7億5,000万ユーロを超えるもの)



# 中国における第2の柱の実施

## IAS第12号の改訂

- 公開草案を2023年1月に公表、改訂を2023年4月に最終決定
- 2023年5月公表の改訂により、以下を導入：
  - 第2の柱に関する繰延税金の会計処理に対する一時的例外
  - 以下を含み得る開示要求：算定実効税率(ETR)(IAS第12号の原則において)が15%を下回る国・地域
    - 第2の柱の観点による取り扱いと会計上の見解による取り扱いが異なる国・地域：例えば以下のいずれか：
      - 算定ETRが15%以上だが、第2の柱のETRが15%未満
      - 算定ETRが15%未満だが、第2の柱のETRが15%以上
- 第2の柱のルールが発効すれば、第2の柱のトップアップ税に係る当期税金費用を区分して表示することが義務付けられる
- 2023年5月にIASBが公表した改定案に対する中国財務部の意見によれば、原則として中国は改訂に賛成している

# 中国における第2の柱の実施

## 課題

- データ集約的 - 1つの法人に150以上のデータポイント
- 組織の複数部署からのインプットが必要
- 移行期セーフハーバー(Transitional Safe Harbor)適用の影響
- 国・地域の間でズレのある実施日
- 国内の課税ルールとの連携
- 発効日に先立つ財務諸表における詳細な開示
- 関係ステークホルダーに対するコミュニケーション戦略
- システム変更や追加的リソースのための予算

Thank you

AOTCA  
TOKYO  
2023





# AOTCA TOKYO 2023



## デジタル課税、第2の柱

ベトナム税理士会

2023年11月1日

## ベトナムにおける適用と課題

ラム・リー  
ベトナム税理士会執行委員

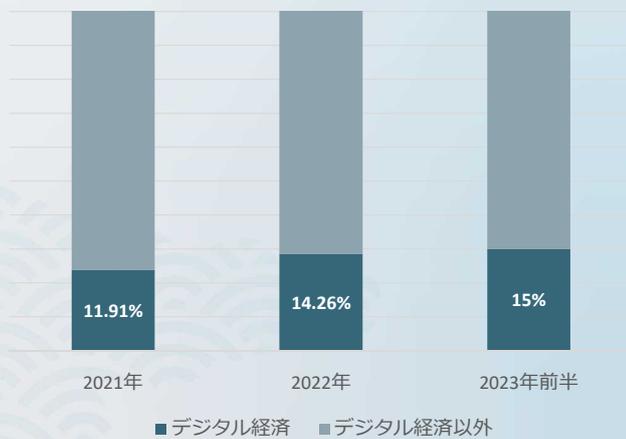


# ベトナムのデジタル取引に係る課税

## ベトナムのデジタル経済



ベトナムGDPに占めるデジタル経済



流通取引総額成長率（デジタル市場）と平均GDP成長率予測 (CAGR, 2022 – 2023), SEA

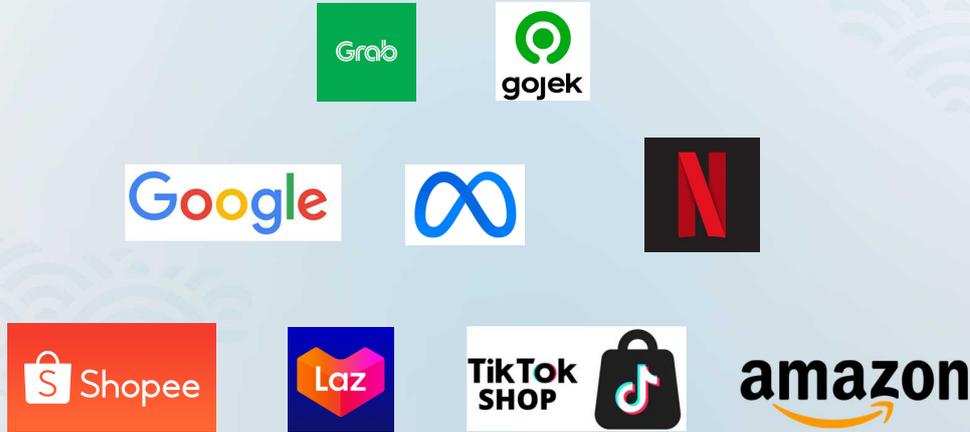


Source: Vietnam's MOIT, Google, Temasek, Bain & Company

# ベトナムのデジタル経済



Global/ regional e-commerce players



## 税務行政の課題



デジタル経済における税務行政の課題

国境を越える活動



物理的に存在しない外国サプライヤーの効果的な管理

- 課税登録
- 税務申告 & 納税
- 税務調査
- 納税者のデータ/情報交換

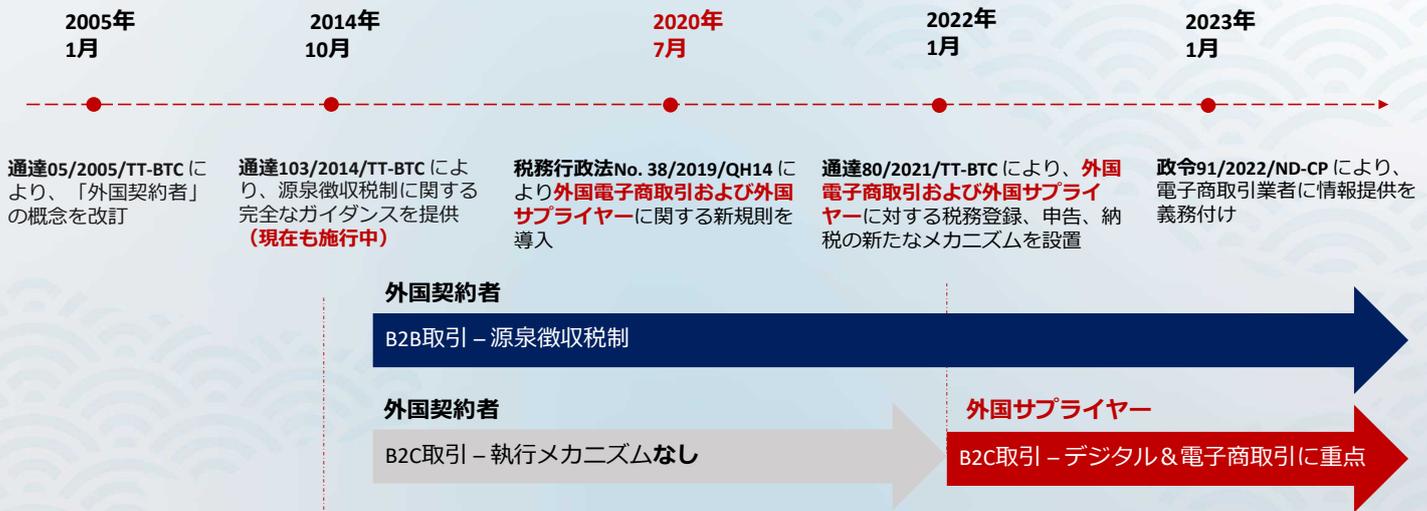
ビジネスの無形性



ビジネスの性質の適切な理解と評価

- 無形資産に依存するビジネス活動
- 収入の曖昧な性質
- 複雑なビジネスモデル
- 新しいビジネスコンセプト

# ベトナムの法的枠組み



# 外国サプライヤーに対する課税メカニズム



## 対象事業者

ベトナムに恒久施設を持たない  
外国サプライヤー

電子商取引

デジタルベースの事業

その他のサービス

具体的な定義なし

電子商取引プラットフォーム

外国サプライヤー

その他

- 自社運営する販売サイト/プラットフォーム
- 他者が商品を掲載、販売、購入できるオンラインショッピングモール
- その他の販促ウェブサイト

- 具体的な規制なし
- 電子的手段を用いて事業活動を行ういかなる外国サプライヤーに対し、課税の広範な解釈・適用を行うべき

# 外国サプライヤーに対する課税メカニズム



## 対象納税者の義務

### 税務登録

- 外国サプライヤーは、税務総局（GDT）**オンラインポータル**でベトナムでの税務登録を直接行うか、または
- ベトナムの事業者に登録の代行を許可する

### 税額計算・申告

- 直接方式（みなしVAT率とみなし法人所得税率を適用）
- GDTのオンラインポータルで、**四半期ごと**に電子確定申告を行う

### 課税所得計算

支払者の情報の証憑2点以上に基づいて、受領者のベトナムにおける課税所得額を確定する。これには、(1) 支払い情報、(2) 居住地、(3) 源泉地（access location）などがある。

### 租税条約による免除

B2Bが対象。B2C取引についてはガイドラインが不十分

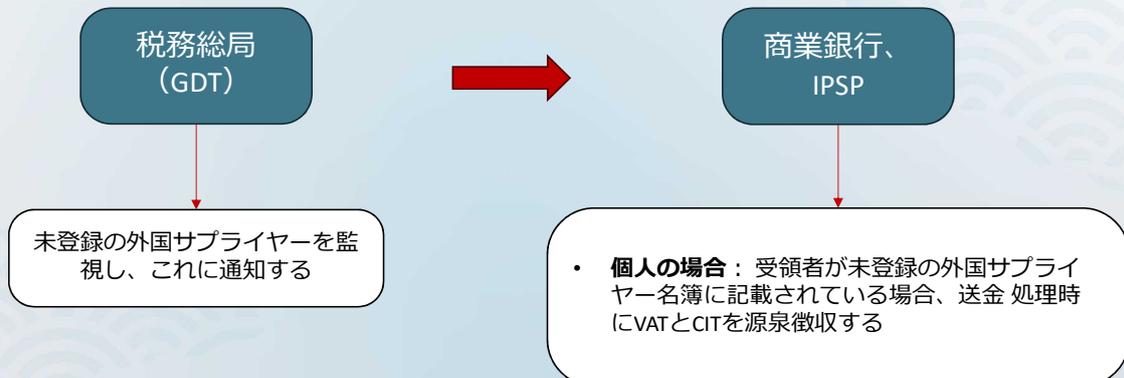
### 税務監査

適用対象、実際の事例はない

# 外国サプライヤーに対する課税メカニズム



## 関係当事者の義務



# 2023年5月現在の実績

**+40**  
納税者増

新制度により税務登録した外国サプライヤー

**3億**  
米ドル

実施1年後の税収増



著名な大企業が登録：Meta (Facebook), Microsoft, TikTok, Netflix, Blizzard, LinkedIn

# ベトナムにおける課題

当事者	課題
外国サプライヤー	<ul style="list-style-type: none"> <li>DTA（二重課税防止協定）適用の手順を分ける必要がある（現行ではB2B取引のみに適用可能で、B2Cには適用されない）。</li> <li>定義が広範であるため、税務登録義務がある対象事業者を判定する際のさらなるガイダンスが必要（売上高の最低額など）。</li> </ul>
買い手側ベトナム企業（B2B）	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国サプライヤーがベトナムで税務登録しているかどうかの判断が困難。また、全所得に対する納税が行われていない場合どのような義務が発生し得るか。</li> <li>→ 源泉徴収制度は買い手側ベトナム企業にとって明確ではない。</li> <li>外国サプライヤーが税負担をベトナムの買い手に転嫁している場合（ベトナムでの税額を差し引いた契約価格など）、税額控除を申告するための強固な法的根拠が必要</li> </ul>
商業銀行、IPSP	<ul style="list-style-type: none"> <li>源泉徴収義務がある場合、源泉徴収税率を適切に判断するために、どのように所得の性質を判断したら良いのか？ → 注目すべき点として、現行規則では、所得の性質が判断できない場合、商業銀行/IPSPは最高税率で源泉徴収することが認められている。</li> </ul>
ベトナム税務当局	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国サプライヤーのコンプライアンス状況を確認するための税務監査を実施する実際的アプローチ</li> <li>第2の柱の規則が発効した際の何らかの影響</li> </ul>

# ベトナムのグローバルミニマムタックス

## ベトナムにおける適用



# GMT法案の注目点



## 決議案

**インバウンド投資**  
 多国籍企業のベトナム  
 子会社

国内ミニマム課税 QDMTT

ベトナムへの投資  
 単位：百万米ドル



**アウトバウンド投資**  
 ベトナムの多国籍企業が外国に  
 投資

所得合算ルール IIR

外国への投資  
 単位：百万米ドル



# 対象の多国籍企業 (MNE)



MNEのベトナム子会社

および

ベトナムの最上位親会社

対象のMNE

2021年 2021年 2022年 2023年 2024年

7億5,000万ユーロ/年  
 以上の連結収益が、少なくとも  
 2年間ある場合

### 適用除外例：

1. 政府機関
2. 国際機関
3. 非営利組織
4. 年金基金
5. 投資ファンドが最上位親会社の場合
6. 不動産投資機関が最上位親会社の場合
7. 上記1~6の機関が資産価値の85%以上を直接的・間接的に所有する組織

QDMTT または IIR の「非課税」を申告できる場合

納税者は、以下の基準の両方を満たさなければならない。

- ベトナム/他の関係国におけるすべての会社のGloBEのRevenueが1,000万ユーロ（約2,600億ドン）未満である、かつ
- ベトナム/他の関係国におけるすべての会社のGloBEのIncomeが100万ユーロ（約260億ドン）未満または赤字である

# 法人所得税優遇措置を受けているMNEへの影響

QDMTTは、法人所得税優遇措置を受けている対象MNEとそのベトナム子会社に影響を及ぼす：

法人所得税率および優遇措置	対象MNEのベトナム子会社	他国における対象MNE
・ 20%の標準税率	影響なし	影響なし
・ 07%の優遇税率 (ハイテク&大規模投資)	<b>強い影響あり</b>	<b>強い影響あり</b>
・ 09%の優遇税率 (ハイテク & 大規模投資)	<b>強い影響あり</b>	<b>強い影響あり</b>
・ 10%の優遇税率	<b>強い影響あり</b>	<b>強い影響あり</b>
・ 15%の優遇税率	影響なし	影響なし
・ 17%の優遇税率	影響なし	影響なし
・ タックスホリデー (CITの全部または一部免除)	<b>強い影響あり</b>	<b>強い影響あり</b>
・ 関税優遇措置 (特定の分野または立地における投資プロジェクトで使用される輸入財について)	影響なし	影響なし
・ 土地賃貸料の優遇措置 (特定の分野または立地における投資プロジェクトで使用される土地について)	影響なし	影響なし

## 各産業への影響

QDMTTによって、国内の法人所得税優遇措置がある分野への対象MNEの誘致が減少する



加工・製造



発電・送配電



農業、教育、医療



再生可能エネルギー



ハイテク・科学研究



環境保護・インフラ開発



ソフトウェア生産

# ベトナムにおける海外直接投資誘致要因



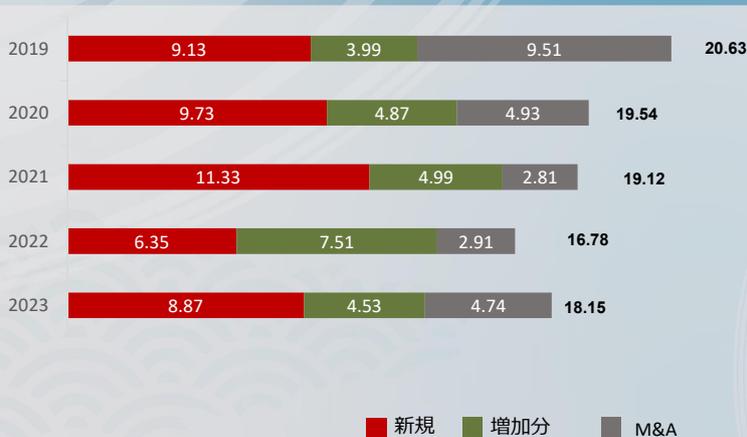
GMTは、税制優遇措置による政府の海外直接投資の誘致政策に影響を及ぼす

要因	GMTの影響
人件費	影響なし
立地	影響なし
天然資源	影響なし
自由貿易協定 (FTA)	影響なし
政府の支援	
• 行政手続き	影響なし
• 軽減税率、税制優遇措置	あり
• 整備が進むインフラ	影響なし
• 投資保護	あり (税金)
• イノベーション支援	影響なし

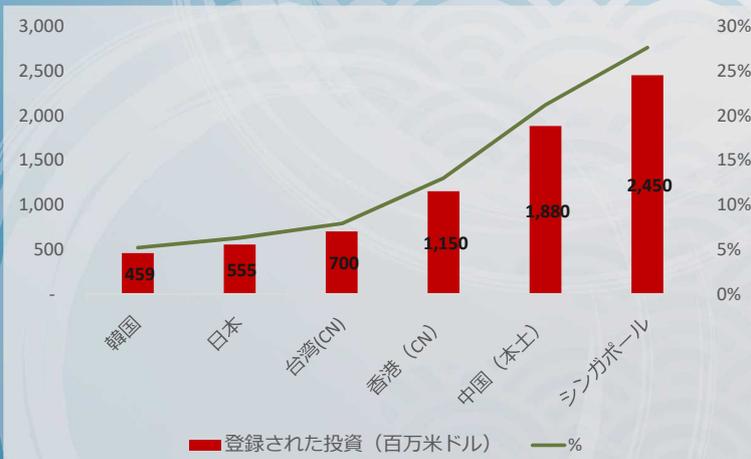
# 最近のベトナムへの投資



2023年8月現在登録のある  
インバウンド投資 (十億米ドル)



2023年8月の上位投資元国



出所：ベトナム統計総局 (2023年8月20日更新)

# ベトナムにおけるGMTの最新情報



国会の常設委員会は、以下の点を検討し、意見を提出した。

## タイムライン

1

グローバルミニマム課税政策（GloBE）は、2024年以降施行される予定

## 目標

2

GMTの適用にあたり、以下に重点を置く。

- 企業と政府の間に信頼を構築
- 税務マネージメントにおける透明性を実証
- 対象外のMNEには現行の優遇措置を継続

## 詳細

3

政府は以下の点を考慮するべきである。

- 税務監査による追加的税額調整の制度を創設
- 最低基準を下回る事業者に対する明確な税制措置を設定

# 政府の支援



日付：2023年8月14日



計画投資省（MPI）は公式通知No. 6572/BKHĐT-ĐTNNを発行

目的：

ハイテク部門における投資支援政策の試行に関する決議案について意見を求める



意義：

ベトナムのハイテク部門の発展を大幅に促進することを目指す

決議案に盛り込まれた影響評価を行うための主な投資支援策

- 固定資産および社会インフラへの投資支援
- ハイテク生産コストの支援
- 訓練費や人材開発費の支援
- 研究開発（R&D）費の支援

# 政府の支援



適格事業：



目的との整合性：

カテゴリー	投資資本 (VND)	年間売上高 (VND)	投資資本 (USD)	年間売上高 (USD)
• ハイテク製品製造プロジェクト	> 12 兆	> 20 兆	> USD 500 百万	> USD 833 百万
• ハイテク企業	> 12 兆	> 20 兆	> USD 500 百万	> USD 833 百万
• ハイテク応用プロジェクトを行う企業	> 12 兆	> 20 兆	> USD 500 百万	> USD 833 百万
• 研究開発センタープロジェクト	> 3 兆		> USD 125 百万	

外国投資を誘致し、ハイテク分野の長期的発展を支援

過度な優遇税制措置を避け、国庫への影響を最小限に抑える

Thank you for your time & attention!



# サジェスチョンスピーチ

AOTCA  
TOKYO  
2023



# AOTCA TOKYO 2023



## AIと税務戦略

タックスアドバイザーの優先課題と税務テクノロジーの展望

ピエルジョルジョ・バレンテ

GTAP会長

CFE税務テクノロジー委員会委員長

CFE会長 (2017-2022)

ローマ、リンクキャンパス大学、国際租税法教授

1 November 2023

## 本日の議題

### 税務行政のデジタル化におけるAI



a) 人間の知能とAI — 税務専門の知能

税務行政での人工知能の力

「ブラックボックス」のジレンマと透明性の必要性

AIを活用した税務行政における透明性と信頼のバランス

むすびに

# 人間の知能とAI

## 多面的かつ進化する性質



- 多次元性
- 進化と変化
- 本来の性質と養成された性質の議論
- 個人差
- 実践的定義と理論的定義

(標準的定義?)

発明し、発見し、移動することは、ホモ（人類）の生命力の本質である。

マン・オブ・エクソダスは常に先を見据え、オープンワールドは、現実を呼び起こされた別の場所へと導く方向を照らし出す。

空間も時間もない理想的な形、与えられた時間、や空間で実現されるアイデア。

“ここ”の距離と  
“今”の尺度

# 税務専門の知能

## 自動化とAI



- 論理的推論と税の創出 (新しい税の仕組みを作る力)
- 測定ツール  
計量能力
- 記憶力と適合力



“The Invisible Enterprise”, 2001

税の次元

機械装置によって自己拡張を完成させる未来への投影

テクノロジーは我々の「もしも」のあらゆる領域を支配している

その中で、我々は永久にネットワーク化された世界に没頭している

# 人間の知能とAI AIを税務に活用する



GTAP tax advisers  
global platform

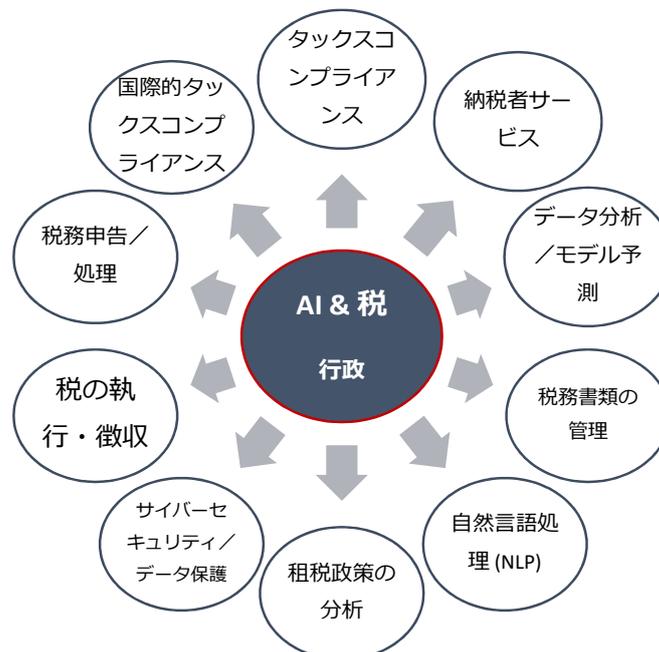
- データ収集と入力
- リアルタイム・コンプライアンス
- タックスプランニング：
  - I. 税務の最適化
  - II. 分析と予測
  - III. パーソナライズされた提案
  - IV. 専門的判断

倫理の質の基準を(再)設定する？

税の課題

「ブラックボックス」  
のジレンマ

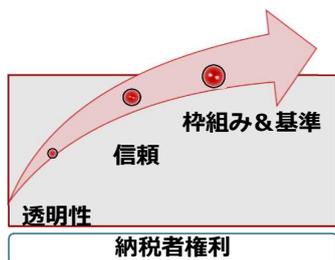
# 税務行政の新たな力 自動化とAI



「ブラックボックス」  
のジレンマ

# 透明性と信頼性のバランス

## AIを活用した税務行政



信頼性

透明性

- 説明責任
- 倫理的AIの実践
- ガイドラインと明確な規制
- データ保護とセキュリティ
- 外部監査と独立した立場からの監督
- 一般広報
- アルゴリズム監査
- 教育・研修
- 透明性レポート
- 苦情処理
- 法的保護



# セッション2 タックスコンプライアンスについて

AOTCA  
TOKYO  
2023



# AOTCA TOKYO 2023



## タックスコンプライアンスにおける法的視点

佐藤修二

北海道大学法学部教授

2023年11月2日

## 自己紹介

- 昨年まで、約20年にわたり弁護士として従事（専門は企業法及び租税法）
- 国税不服審判所の審判官（東京）として3年間従事（2011年-2014年）
- 現在、北海道大学法学部教授（租税法）
- これらの経験を踏まえ、税務コンプライアンスにおける法的視点の重要性についてお話しします。

# トピックの要旨

1. 国税不服審判所の改革
2. 租税法の解釈における法的素養の重要性
3. 税務専門家（税理士）と法律専門家の協力



## 1. 国税不服審判所の改革

- ここ10年ほど、国税不服審判所の審判官の半数は民間の専門家
- 弁護士、公認会計士、税理士
- それ以前は、審判官のほとんどが税務当局からの出向者であった（中立性に欠けるように見えた）



## 改革の結果

- タックス・ハイブン対策税制や移転価格税制等、いくつかの重要な大型案件では、納税者が勝訴しているようである
- 審判官の適切な事実認定に基づく納税者の勝訴
- 民間の弁護士出身の審判官による法的素養は重要と思われる



## 2. 租税法の解釈における法的素養の重要性

- 最近の日本の裁判では、法的素養の重要性が増している
- 租税法は条文に基づいて厳格に解釈されなければならないのが原則である
- しかしながら、法律の文理解釈は納税者にとって不合理な結果をもたらすことがある

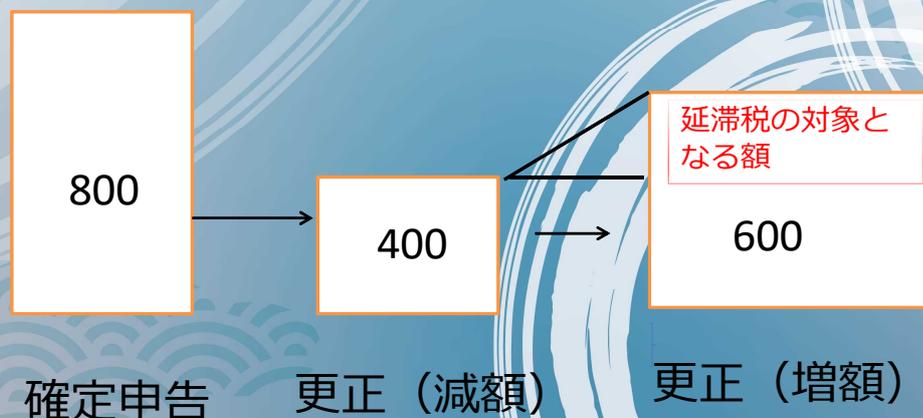


# 最高裁判例 (2014年12月12日)

- 相続税の延滞税
- まず、納税者は相続税額は800円と申告
- 次に、税務署は「適正な相続税額は400円」とする更正
- そして、税務署は再び更正を行い、適正な税額は600円であるとした
- また、税務署は納税者に対し200円（600 - 400円）の延滞税の支払を求めた

AOTCA  
TOKYO  
2023 

## 税務当局の主張



AOTCA  
TOKYO  
2023 

# 最高裁の判断

- 最高裁は、延滞税は課されるべきではないと判断
- 関連法令の条文解釈は、延滞税は納付されるべきという結果をもたらす
- しかしながら、そのような結果は正義や公平性に反する
- 最高裁は、関連する法律の文理を超えて納税者を救済した
- “公平性”や“正義”は、法的視点



## 3. 会計専門家と法律専門家の協力

- 一部の税理士会は、弁護士や税法学者との協力をすでに開始
- 日本の“ビッグ4”と呼ばれる会計事務所は、グループ内に法律事務所を設置することを開始
- 大手弁護士事務所の中には、税理士を雇用する流れがある
- 税務問題の解決には、会計と法律の双方が重要



Thank you!



# AOTCA TOKYO 2023



## 中小企業における税務コンプライアンスの維持・向上 ～協力的手法の考えに基づくコミュニケーションツールの活用～

日本税理士会連合会 国際部委員 笹尾博樹

2023年11月2日

## 目次

### 協力的手法とは

(注) 本稿における中小企業の定義：税務署所管内で資本金1億円未満の普通法人

#### I 中小企業の特徴

- 1 納税義務
- 2 中小企業者数
- 3 中小企業の事業規模
- 4 税務面も含めた中小企業の国際的評価
- 5 小括

#### II 中小企業と納税環境

- 1 国税庁実績評価書からみる調査実務
- 2 税理士の関与割合
- 3 制度上の納税環境整備～青色申告制度～
- 4 税務調査等からみた税務リスク分析
- 5 税務リスクと税務コンプライアンス
- 6 小括

#### III 「協力的手法」の考え方に基づく税務コンプライアンスの維持向上

- 1 大企業を中心とする協力的手法による具体的施策
- 2 協力的手法と中小企業を対象とした取組の方向性
- 3 協力的手法の考え方に基づいたコミュニケーションツール
- 4 小括

#### IV 「協力的手法」の考え方に基づいた「コミュニケーションツール」の活用

- 1 法人会について
- 2 自主点検チェックリストについて
- 3 自主点検チェックリストの位置づけ
- 4 現状の普及率と今後の取組み
- 5 小括

#### V 書面添付制度と新書面添付制度

- 1 書面添付制度と新書面添付制度の概要
- 2 税務当局における書面添付制度の位置づけ
- 3 書面添付割合
- 4 小括

#### VI まとめ

# 協力的手法とは



納税環境整備の一つとして、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、税務行政と納税者等が協力的に行動する取組み

## 3つの主なポイント



### 1. 法定制度と法定外制度を含めた納税環境

日本においては、戦後のシャープ税制（申告納税制度）導入後、下記のような附属的手法を実施

- (1) 法定による手法・・・青色申告制度（所得税法・法人税法）  
税理士法33条の2
- (2) 以外の手法・・・チェックリスト、個別相談、事前照会、個別通達発遣申請、  
税理士会との連絡協議会・定例懇談会、  
納税協力団体の組成と運営協力、租税教育連絡協議会など

### 2. 法人数の99%を占める日本の中小企業

長らく青色申告制度と税理士の関与によって培われてきた質の高い帳簿に支えられ、比較的税務リスクが低いと位置付けられる

### 3. 経営資源に限りのある中小企業は複雑な税制に対応するのに苦慮している

税務当局からの支援は「1対多」で提供される。したがって、税務当局は「協力的手法」の考え方に基づき、税理士が提供する書類添付制度や法人会が作成したチェックリストなどを周知することが期待されており、それにより、中小企業の軽微な税務コンプライアンス違反を減らし、申告納税制度を発展させることとなる

# I 中小企業の特徴



## 1 納税義務の履行

「納税義務者による申告納税方式」

- ・納税義務者自らが課税標準及び税額を確定する方式（自己賦課（self-assessment））
- ・申告納税制度は、民主的納税思想に適合し、効率的な税の徴収の要請に合致する
- ・申告納税制度が適正に機能するための条件

国民が高い納税意識をもち、自発的に申告すること、すなわち自発的な納税義務の履行（voluntary taxpayers' compliance）が必要

→ 制度上の手当のみでなく、国民の納税意識の向上、租税職員の意識の近代化、租税に関する教育の充実までも含む納税環境の整備の問題

# I 中小企業の特徴



## 2 中小企業者数

【会社標本調査結果に基づく稼働中の内国普通法人】  
普通法人における資本金階級別申告法人数

区分	普通法人数	構成比	累積割合
100万円以下	546,399	19.2%	19.2%
100万円超～200万円以下	81,013	2.8%	22.0%
200万円超～500万円以下	1,145,308	40.2%	62.3%
500万円超～1,000万円以下	708,986	24.9%	87.2%
1,000万円超～2,000万円以下	144,214	5.1%	92.2%
2,000万円超～5,000万円以下	150,483	5.3%	97.5%
5,000万円超～1億円未満	43,449	1.5%	99.1%
1億円	10,047	0.4%	99.4%
1億円超～5億円以下	10,600	0.4%	99.8%
5億円超～10億円以下	1,526	0.1%	99.8%
10億円超～50億円以下	2,917	0.1%	99.9%
50億円超～100億円以下	722	0.0%	100.0%
100億円超	1,018	0.0%	100.0%
合計	2,846,682	100.0%	

普通法人における資本金階級別申告法人数

区分	普通法人数	構成比	累積割合
1億円未満	2,819,852	99.1%	99.1%
1億円以上	26,830	0.9%	100.0%
合計	2,846,682	100.0%	

出典：国税庁「第147回 国税庁統計年報書 令和3年度版」

# I 中小企業の特徴



## 3 中小企業の事業規模 中小企業基本法第3条

「多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、多様な就業の機会を提供し、個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供することにより我が国の経済の基盤を形成しているものであり、特に、多数の中小企業者が創意工夫を生かして経営の向上を図るための事業活動を行うことを通じて、新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有する」

資本金階級別 企業数及び従業員数

資本金階級	企業数			従業員数			一企業当たり平均従業員数	
	①	②	構成比	③	④	構成比	階級別 ③÷①	累積 ④÷②
300万円未満	202,929	202,929	11.6%	1,285,965	1,285,965	3.0%	6	6
300万円以上～500万円未満	578,995	781,924	44.8%	3,852,738	5,138,703	12.0%	7	7
500万円以上～1000万円未満	254,152	1,036,076	59.3%	2,266,627	7,405,330	17.3%	9	7
1000万円以上～3000万円未満	554,838	1,590,914	91.1%	10,398,589	17,803,919	41.6%	19	11
3000万円以上～5000万円未満	72,755	1,663,669	95.3%	3,590,729	21,394,648	50.0%	49	13
5000万円以上～1億円未満	52,109	1,715,778	98.3%	5,280,717	26,675,360	62.4%	101	16
1億円以上～3億円未満	17,483	1,733,261	99.3%	4,518,693	31,194,053	72.9%	258	18
3億円以上～10億円未満	7,141	1,740,402	99.7%	2,225,091	33,419,144	78.1%	312	19
10億円以上～50億円未満	3,564	1,743,966	99.9%	2,847,374	36,266,518	84.8%	799	21
50億円以上	2,176	1,746,142	100.0%	6,514,820	42,781,338	100.0%	2,994	25
合計	1,746,142			42,781,338				

出典:「令和3年経済センサス-活動調査」より作成

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00200553&tstat=000001145590&cycle=0&tclass1=000001145666&tclass2=00001145669&tclass3=000001145673&tclass4val=0>

# I 中小企業の特徴



## 4 税務面も含めた中小企業の国際的評価

「Communication and Engagement with SMEs

-Supporting Small and Medium-sized Enterprises (SMEs) to Get Tax right」 (OECD: 2023)

### ① 効果的な接触 (Effective Engagement)の概念

#### (1) 中小企業側

納税義務を遵守するための対応が困難、複数の政府関係機関への対応、脆弱な経営資源 (特に零細企業)

#### (2) 税務当局側

経済と税収に占める位置付け (企業数、GDP, 雇用)、経済ショックへの脆弱性、多額のタックスギャップ

### ② 中小企業の国際的評価

中小企業は多種多様であり画一的アプローチは不可

中小企業は税務リスクが高いグループとしての認識

(記帳及び保存システム・資産管理等に係る内部統制の不備、外部監査制度の未整備)

# I 中小企業の特徴



## 5 小括

- ・ 中小企業が企業全体に占める割合の高さ
- ・ 従業者数からみて経営資源に限りのある中小企業は全事業者の99.1%
- ・ 中小企業に対する税務面も含めた国際的評価
  - 中小企業は税務コンプライアンス上で課題がある

# II 中小企業と納税環境



- ・ 税務当局に対する納税者の信頼と協力に基づく申告納税制度
- ・ 大多数の納税者の協力による真正な税額の確定、それにより省かれた行政能力を一部の不正の発見に集中させるための体制が必要

## Ⅱ 中小企業と納税環境



### 1 国税庁実績評価書からみる調査実務

賦課事務に従事する職員は年間の6割を「調査関係事務」に充当

施策	業1-4-1-2: 的確な調査事務の運営						
	[主要]業1-4-1-2-A-1: 調査関係事務の割合 (単位: %)						
	事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	達成度
測定指標	目標値	60	60	65	65	65	○
	実績値	64.4	64.6	58.1	55.9	59.9	

(出所) 課税部課税総括課、消費税室、個人課税課、資産課税課、法人課税課、酒税課調  
(注1) 数値は、賦課事務(調査課分を除く。)に従事する職員の事務処理日数を事務の態様別に集計し、その合計日数のうち、調査関係事務に従事した日数の占める割合です。  
(注2) 「調査関係事務」とは、①実地調査(納税者の事業所等に臨場して帳簿書類等により申告内容を確認する事務)や、実地調査以外の調査(納税者に来署を依頼し帳簿書類等の提出を求めて申告内容を確認する事務)のほか、②行政指導として行う事務(提出された申告書に計算誤り等があるのではないかと思われる場合に自発的な見直しを要請する事務や、申告内容の確認等に活用する資料情報を任意で収集する事務等)などをいいます。

出典: 令和3事務年度国税庁実績評価書

## Ⅱ 中小企業と納税環境



### 2 税理士の税目別関与割合

税理士関与割合(所得税・相続税・法人税)

(単位: %)

年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
所得税	20.2	20.3	20.6	21.1	21.0
相続税	84.4	85.0	85.7	86.1	86.1
法人税	88.9	89.1	89.3	89.4	89.5

出典: 財務省「令和3事務年度 国税庁実績評価書」より

## Ⅱ 中小企業と納税環境



### 3 制度上の納税環境整備～青色申告制度～

(1) 制度の創設と青色申告の割合 1950年創設から約70年経過

資本金1億円未満の青色申告法人（中小企業）が普通法人に占める割合は98.3% (2,796,923÷2,846,682)

資本金階級別青白区分(普通法人)

区分	青色	白色	合計
100万円以下	538,602	7,797	546,399
100万円超～200万円以下	80,082	931	81,013
200万円超～500万円以下	1,136,232	9,076	1,145,308
500万円超～1,000万円以下	705,032	3,954	708,986
1,000万円超～2,000万円以下	143,682	532	144,214
2,000万円超～5,000万円以下	149,996	487	150,483
5,000万円超～1億円未満	43,297	152	43,449
1億円	10,047	0	10,047
1億円超～5億円以下	10,579	21	10,600
5億円超～10億円以下	1,523	3	1,526
10億円超～50億円以下	2,915	2	2,917
50億円超～100億円以下	721	1	722
100億円超	1,018		1,018
合計	2,823,726	22,956	2,846,682

資本金階級別青白区分(普通法人)

区分	青色	白色	合計
1億円未満	2,796,923	22,929	2,819,852
1億円以上	26,803	27	26,830
合計	2,823,726	22,956	2,846,682

出典: 国税庁「第147回 国税庁統計年報書 令和3年度版」 P231. P238

## Ⅱ 中小企業と納税環境



### 3 制度上の納税環境整備～青色申告制度～

(2) 適用対象者

(3) 記帳の義務 帳簿の備付 取引の記録 帳簿の保存

(4) 青色申告によって与えられる特典

【実体法上の特典】

イ 損失の繰越控除・繰戻し還付

ロ 準備金

ハ 特別償却・税額控除

【手続法上の特典】

イ 帳簿調査に基づく更正

ロ 更正の理由附記

ハ 推計課税の禁止

(5) 青色申告の承認の取消

## II 中小企業と納税環境



### 4 税務調査等からみた税務リスク分析 「実地調査」41千件 「簡易な接触」67千件

「税務署所管（中小企業）による実地調査」と「調査課所管（大企業）による実地調査」の合計

非違があった件数及び不正計算があった件数

→非違行為の割合（⑫）は75.6%→調査対象4社に3社が該当

不正計算の割合（⑧）は22.7%→調査対象4社に1社が該当

→「調査件数に占める非違があった割合」「調査件数に占める不正計算があった割合」ともに一定の発生率で推移

法人税の実地調査の状況

		H28	H29	H30	R1	R2	R3
①実地調査件数	件	97,000	98,000	99,000	76,000	25,000	41,000
②非違があった件数	件	72,000	73,000	74,000	57,000	20,000	31,000
③うち不正計算があった件数	件	20,000	21,000	21,000	16,000	7,000	9,000
④申告漏れ所得金額	百万円	826,700	999,600	1,381,300	780,200	528,600	602,800
⑤うち不正所得金額	百万円	254,300	289,100	288,700	295,400	146,000	220,800
⑥調査による追徴税額	百万円	173,200	194,800	194,300	164,400	120,700	143,800
⑦うち加算税額	百万円	26,800	30,100	30,600	26,500	17,700	24,600
⑧不正発見割合	③÷① %	20.4%	21.0%	21.1%	21.6%	26.5%	22.7%
⑨調査1件当たりの申告漏れ所得金額	④÷① 円	8,534,000	10,235,000	13,965,000	10,230,000	21,168,000	14,788,000
⑩不正1件当たりの不正所得金額	⑤÷③ 円	12,864,000	14,066,000	13,859,000	15,731,000	22,083,000	23,833,000
⑪調査1件当たりの追徴税額	⑥÷① 円	1,788,000	1,995,000	1,964,000	2,156,000	4,834,000	3,528,000
⑫	②÷① %	74.2%	74.5%	74.7%	75.0%	80.0%	75.6%

出典：国税庁 法人税等の調査実績の概要 注：一部の単位を加工

【報道発表資料】

#### 令和3事務年度 法人税等の調査実績の概要

令和4年12月  
閣議決定

- I 調査事項の概要
  - 法人税等の調査実績の概要
- II 主要な取組
  - 1 消費税還付申告法人に対する取組
  - 2 海外取引法人等に対する取組
  - 3 無申告法人に対する取組
- III 参考計表
  - 1 法人税・法人消費税等の調査実績
  - 2 法人税・法人消費税等の調査実績（調査課所管法人）
  - 3 源泉所得税等の調査実績
  - 4 公益法人等の調査実績

## II 中小企業と納税環境表



### 4 税務調査等からみた税務リスク分析

「税務署所管（中小企業）による実地調査」と「国税局調査部調査課所管（大企業）による実地調査」を分割  
活動中の税務署所管及び国税局調査部調査課所管の普通法人数で、発生件数・1件当たり追徴税額等を分析

法人税の実地調査の状況（税務署所管分と調査課所管分に分割）

		合計	調査部所管	税務署所管
①実地調査件数	件	41,000	1,106	39,894
②非違があった件数	件	31,000	990	30,010
③うち不正計算があった件数	件	9,000	188	8,812
④申告漏れ所得金額	百万円	602,800	226,800	376,000
⑤うち不正所得金額	百万円	220,800	11,500	209,300
⑥調査による追徴税額	百万円	143,800	50,900	92,900
⑦うち加算税額	百万円	24,600	6,100	18,500
⑧不正発見割合	③÷① %	22.0%	17.0%	22.1%
⑨調査1件当たりの申告漏れ所得金額	④÷① 円	14,788,000	205,082,000	9,424,976
⑩不正1件当たりの不正所得金額	⑤÷③ 円	23,833,000	61,186,000	23,751,702
⑪調査1件当たりの追徴税額	⑥÷① 円	3,528,000	46,018,000	2,328,671
(注)「税務署所管」は合計数値から調査課所管の数値を引いて計算した。				
① 内国普通法人数		2,846,682	26,830	2,819,852
② 実地調査件数割合	①÷①	1.4%	4.1%	1.4%
③ 非違件数割合	②÷①	1.1%	3.7%	1.1%
④ 不正計算割合	③÷①	0.3%	0.7%	0.3%

出典：令和3事務年度 法人税等の調査実績の概要 P.1とP.12を元に作成  
注：単位を修正

## II 中小企業と納税環境



### 4 税務調査等からみた税務リスク分析

税務署での実地調査によらない「簡易な接触」  
 (税務署において書面や電話による連絡や  
 来署依頼による面接により、納税者に対して  
 自発的な申告内容の見直しなどを要請するもの)

【簡易な接触の状況】

項目	事務年度			
	平成30	令和元	令和2	令和3
簡易な接触の件数 (件) (1)	43,000	44,000	68,000	67,000
申告漏れ所得額 (百万円) (2)	4,400	4,200	7,600	8,800
追徴税額 (百万円) (3)	4,000	2,700	6,200	10,400
(2)/(1) 円	102,326	95,455	111,765	131,343
(3)/(1) 円	93,023	61,364	91,176	155,224

出典: 国税庁 法人税等の調査事績の概要  
 注: 単位を修正

「簡易な接触」67,000件を加味した実地調査件数割合

$$(39,894 + 67,000) \div 2,819,852 = 3.8\%$$

「簡易な接触」67,000件全件を「非違があった」と仮定した

$$\text{「調査件数に占める非違があった割合」} (30,010 + 67,000) \div 2,819,852 = 3.4\%$$

中小企業（法人）と大企業（大規模法人）との間に発生率の大きな差異はない

## II 中小企業と納税環境



### 4 税務調査等からみた税務リスク分析

【合計】税務署所管+調査課所管	単位	H28	H29	H30	R1	R2	R3
①実地調査件数	件	97,000	98,000	99,000	76,000	25,000	41,000
②非違があった件数	件	72,000	73,000	74,000	57,000	20,000	31,000
③うち不正計算があった件数	件	20,000	21,000	21,000	16,000	7,000	9,000
④申告漏れ所得金額	百万円	826,700	999,600	1,381,300	780,200	528,600	602,800
⑤うち不正所得金額	百万円	254,300	289,100	288,700	295,400	146,000	220,800
⑥調査による追徴税額	百万円	173,200	194,800	194,300	164,400	120,700	143,800
⑦うち加算税額	百万円	26,800	30,100	30,600	26,500	17,700	24,600
⑧不正発見割合	③÷① %	20.4%	21.0%	21.1%	21.6%	26.5%	22.7%
⑨調査1件当たりの申告漏れ所得金額	④÷① 円	8,534,000	10,235,000	13,965,000	10,230,000	21,168,000	14,788,000
⑩不正1件当たりの不正所得金額	⑤÷③ 円	12,864,000	14,066,000	13,859,000	15,731,000	22,083,000	23,833,000
⑪調査1件当たりの追徴税額	⑥÷① 円	1,788,000	1,995,000	1,964,000	2,156,000	4,834,000	3,528,000

(注) 国税庁発表の数字をそのまま転用しているため、発表数値と発表数値に基づく単純計算とは差異が生じる場合がある。

① 内国普通法人数		2,846,682	2,846,682	2,846,682	2,846,682	2,846,682	2,846,682
② 実地調査件数割合	①÷①	3.4%	3.4%	3.5%	2.7%	0.9%	1.4%
③ 非違件数割合	②÷①	2.5%	2.6%	2.6%	2.0%	0.7%	1.1%
④ 不正計算割合	③÷①	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.2%	0.3%

## Ⅱ 中小企業と納税環境



### 4 税務調査等からみた税務リスク分析

【調査課所管】大企業	単位	H28	H29	H30	R1	R2	R3
①実地調査件数	件	2,637	2,538	2,422	2,088	1,166	1,106
②非違があった件数	件	2,072	2,075	1,954	1,751	1,028	990
③うち不正計算があった件数	件	441	399	359	315	158	188
④申告漏れ所得金額	百万円	348,900	472,600	853,300	320,200	274,700	226,800
⑤うち不正所得金額	百万円	16,800	19,000	18,200	12,300	6,000	11,500
⑥調査による追徴税額	百万円	74,000	82,200	80,400	59,800	63,500	50,900
⑦うち加算税額	百万円	8,300	9,000	9,000	6,600	6,400	6,100
⑧不正発見割合	③÷① %	16.7%	15.7%	14.8%	15.1%	13.6%	17.0%
⑨調査1件当たりの申告漏れ所得金額	④÷① 円	13,291,000	186,207,000	353,153,000	153,346,000	235,553,000	205,082,000
⑩不正1件当たりの不正所得金額	⑤÷③ 円	38,001,000	47,531,000	50,714,000	39,143,000	38,034,000	61,186,000
⑪調査1件当たりの追徴税額	⑥÷① 円	28,059,000	32,391,000	33,177,000	28,660,000	54,441,000	46,018,000

(注) 国税庁発表の数字をそのまま転用しているため、発表数値と発表数値に基づく単純計算とは差異が生じる場合がある。

① 国内普通法人数		26,830	26,830	26,830	26,830	26,830	26,830
② 実地調査件数割合	①÷①	9.8%	9.5%	9.0%	7.8%	4.3%	4.1%
③ 非違件数割合	②÷①	7.7%	7.7%	7.3%	6.5%	3.8%	3.7%
④ 不正計算割合	③÷①	1.6%	1.5%	1.3%	1.2%	0.6%	0.7%

## Ⅱ 中小企業と納税環境



### 4 税務調査等からみた税務リスク分析

【税務署所管】中小企業	単位	H28	H29	H30	R1	R2	R3
①実地調査件数	件	94,363	95,462	96,578	73,912	23,834	39,894
②非違があった件数	件	69,928	70,925	72,046	55,249	18,972	30,010
③うち不正計算があった件数	件	19,559	20,601	20,641	15,685	6,842	8,812
④申告漏れ所得金額	百万円	477,800	527,000	528,000	460,000	253,900	376,000
⑤うち不正所得金額	百万円	237,500	270,100	270,500	283,100	140,000	209,300
⑥調査による追徴税額	百万円	99,200	112,600	113,900	104,600	57,200	92,900
⑦うち加算税額	百万円	18,500	21,100	21,600	19,900	11,300	18,500
⑧不正発見割合	③÷① %	20.7%	21.6%	21.4%	21.2%	28.7%	22.1%
⑨調査1件当たりの申告漏れ所得金額	④÷① 円	5,063,425	5,520,521	5,467,084	6,223,617	10,652,849	9,424,976
⑩不正1件当たりの不正所得金額	⑤÷③ 円	12,142,748	13,111,014	13,104,985	18,049,091	20,461,853	23,751,702
⑪調査1件当たりの追徴税額	⑥÷① 円	1,051,259	1,179,527	1,179,358	1,415,196	2,399,933	2,328,671

(注) 合計数値から調査課所管の数値を引いて計算した。

① 国内普通法人数		2,819,852	2,819,852	2,819,852	2,819,852	2,819,852	2,819,852
② 実地調査件数割合	①÷①	3.3%	3.4%	3.4%	2.6%	0.8%	1.4%
③ 非違件数割合	②÷①	2.5%	2.5%	2.6%	2.0%	0.7%	1.1%
④ 不正計算割合	③÷①	0.7%	0.7%	0.7%	0.6%	0.2%	0.3%

## II 中小企業と納税環境



### 4 税務調査等からみた税務リスク分析

統計から推定されることは、

- ① 発生率や1件当たりの追徴税額について、中小企業よりも大企業のほうがより多くの税務リスク  
→ 豊富な経営資源を有する大企業は様々な経済活動を行う中で相対的に高い税務リスク
- ② 一般的なイメージは、中小企業は大企業に比べて税務リスクが高い  
「簡易な接触」も含めた「広義」の調査では中小企業と大企業との間で税務リスクの発生率には大きな差はない

税務署所管分での実地調査と簡易な接触の割合は凡そ1 : 1.7 (39,894対67,000)

低い税務リスク(簡易な接触)に対する指導で納税が終結する場合は約6割(1.7÷2.7)

→ 税務リスクの観点からは、中小企業の約6割は簡易な接触で足りる低リスクの集団

一件当たりの追徴税額：調査課所管分46,018,000円

税務署管轄分 2,328,671円

簡易な調査分 155,224円

- ③ 70年を経過する青色申告制度 企業全体の98.3%が青色申告の中小企業  
89.5%の企業は税理士経由で税務申告書を提出  
→ 中小企業における記帳水準の高さが低い税務リスクに寄与

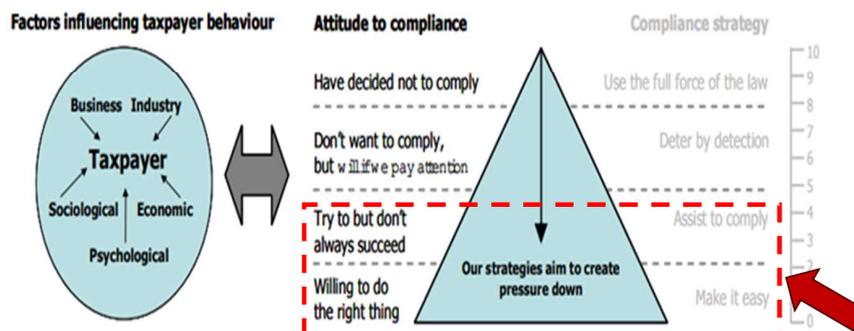
## II 中小企業と納税環境



### 5 税務リスクと税務コンプライアンス

#### Recognising a spectrum of compliance behaviour

Figure 4.2 A spectrum of taxpayer attitudes to compliance



## Ⅱ 中小企業と納税環境



### 6 小括

- ・発生率からみた税務リスクについて、大企業と中小企業間に有意な差は認められない
- ・リスクの程度に応じた効率的な税務行政により、低い税務リスク集団である中小企業の税務コンプライアンスの維持・向上が図られる

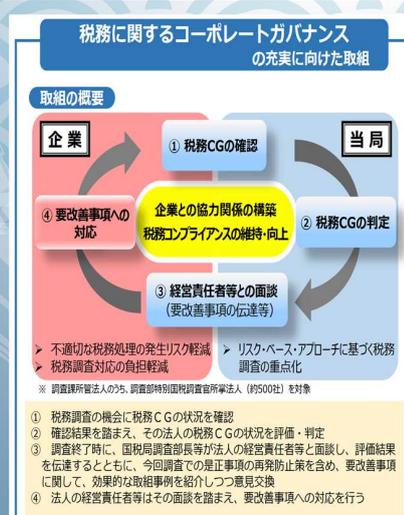
## Ⅲ 「協力的手法」の考え方に基づく 税務コンプライアンスの維持向上



### 1 大企業を中心とする協力的手法による具体的施策

#### (1) 税務コーポレートガバナンスの充実にに向けた取組

- ・「協力的手法」（税務当局と大企業が協力的に行動する取組み：Co-operative Compliance）を通じた自発的な適正申告を推進
- ・対象は自発的な適正申告が期待できる大企業  
（国税局調査部所管法人のうち、特別国税調査官所掌法人の約500社）



### Ⅲ 「協力的手法」の考え方に基づく 税務コンプライアンスの維持向上



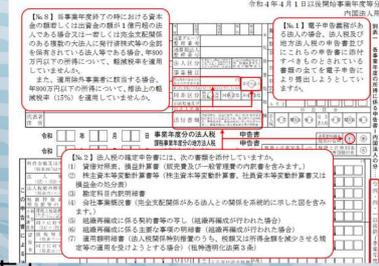
#### 1 大企業を中心とする協力的手法による具体的施策

(2) 国税局調査部の申告書チェック項目などを公表することで大規模法人の「申告書の自主点検と税務上の自主監査」を推進

- ・ 国税局が行う申告書のチェックや税務調査の結果に基づいた「申告書確認表」及び「大規模法人における税務上の要注意項目確認表」を国税庁ホームページに掲載
- ・ 提出直前の申告書の自主点検、申告書作成前の決算・申告調整事項の把握漏れなどの自主監査に活用
- ・ 申告誤りの防止が図られ、調査で処理誤りが指摘されるリスクの軽減効果が期待

(3) J-CAP制度（Compliance Assurance Program of Japan）の試行

- ・ 新規性の高い形態の取引を行う一定の企業を対象
- ・ 申告前の申出に係る取引の税務上の取扱いを税務当局が早期に回答し、当該取引に関する税務リスクを低減させていく取組



### Ⅲ 「協力的手法」の考え方に基づく 税務コンプライアンスの維持向上



#### 2 協力的手法と中小企業を対象とした取組の方向性

- ・ 協力的手法の特徴は、公権力の行使や訴訟手続の枠の外に準備された枠組みであること
- ・ 法律に定められた義務と権利に基づく税務当局と納税者の「基本的関係」を土台としつつも、税務当局と納税者が相互の信頼に基づいてともに利益を得ようとする関係に基づく
- ・ 税務当局は納税者の純粋な任意性を尊重することによって、法令上義務づけられたもの以上の情報あるいはタイムリーな情報を入手することが可能となり、税務行政の効率化を高めうる

### Ⅲ 「協力的手法」の考え方に基づく 税務コンプライアンスの維持向上



#### 2 協力的手法と中小企業を対象とした取組の方向性

- ・ 中小企業は、税務当局からの簡易な接触による自発的な申告内容の見直し件数が実質的な調査の6割を占める低リスク集団
- ・ 税務当局からの支援は「1対1」ではなく「1対多」による支援
- ・ 大企業に対する協力的手法の考え方に基づいた手法の採用
  - 税務当局側での一層効率的な税務運営
  - 中小企業側でも自発的に税務リスクの低減を図ることが可能
- ・ 税務当局による情報発信
  - 税務リスクを低減しようとする中小企業の積極的な動機付け

### Ⅲ 「協力的手法」の考え方に基づく 税務コンプライアンスの維持向上



#### 3 協力的手法の考え方に基づいたコミュニケーションツール

- 1 税理士法に基づく書面添付制度の整備
- 2 調査部所管法人に対する税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取り組み
- 3 法人会作成の「自主点検チェックリスト」の後援

### Ⅲ 「協力的手法」の考え方に基づく 税務コンプライアンスの維持向上



#### 4 小括

- ・申告納税制度のもと、第一次的な納税義務は納税者にあり、納税者の自主性により納税義務の確定と履行がされることが期待
- ・申告納税制度は、課税庁及び税務行政に対する納税者の信頼関係に基づいた協力が必要
- ・協力的手法の考え方に基づき、中小企業に対しては「申告書の自主点検、申告書作成前の決算・申告調整事項の把握漏れなどの自主監査に活用することにより、申告誤りの防止が図られ、調査で処理誤りが指摘されるリスクの軽減効果が期待される」との情報発信を積極的に行い、「自主点検チェックリスト」を活用して税務リスクを低減しようとする中小企業への積極的な動機付けを支援することが望まれる

### Ⅳ 「協力的手法」の考え方に基づいたコミュニケーションツールの活用 ～法人会作成による「自己点検チェックリスト」の活用～



#### 1 法人会について 中小企業を中心とした全国約75万社からなる経営者団体

- ①税知識の普及及び納税意識の高揚、②税制及び税務に関する調査研究並びに提言、③地域企業の健全な発展、④地域社会への貢献等、「税」を中心とした活動を全国展開

#### 2 自主点検チェックリストについて

- ・平成26年1月に「自主点検チェックリスト」等を作成
- ・日本税理士会連合会が監修、平成27年4月からは国税庁が後援  
→「中小企業の内部統制と経営能力の水準をアップさせるための事実上の公的チェックリスト」

#### 自主点検チェックシート

事業年度 (第 期)	自	年	月	日
	至	年	月	日

公益財団法人 全国法人会総連合  
監修：日本税理士会連合会  
後援：国 税 庁

## IV 「協力的手法」の考え方に基づいたコミュニケーションツールの活用 ～法人会作成による「自己点検チェックリスト」の活用～



### 3 自主点検チェックリストの位置づけ

- ・日税連の監修のもとで作成
- ・国税庁の後援事業
- ・法人の税務コンプライアンス向上に資する目的で税務署の窓口に備付け
- ・税理士に向けても関与先に当チェックリストの積極的な活用を指導することを要請。
- ・「法人事業概況説明書」の「社内監査」欄の「実施有」欄にチェック、カッコ内に「法人会自主点検チェックリスト」と記入  
→ 税務当局では納税者の活用状況を把握し注視。

### 4 現状の普及率と今後の取組み

社内監査欄にチェックがあった企業数約13万社 実施率4.3% (令和3年度)

## IV 「協力的手法」の考え方に基づいたコミュニケーションツールの活用 ～法人会作成による「自己点検チェックリスト」の活用～



### 5 小括

「自主点検シート」は日税連の監修の下で作成、税務当局の後援事業

- ・税務署に備え付けられているチェックリスト
- ・税務当局からも、税理士にチェックリストの積極活用を呼びかけ
- ・チェックマークが記載の場合には、税務当局も活用状況を把握、注視

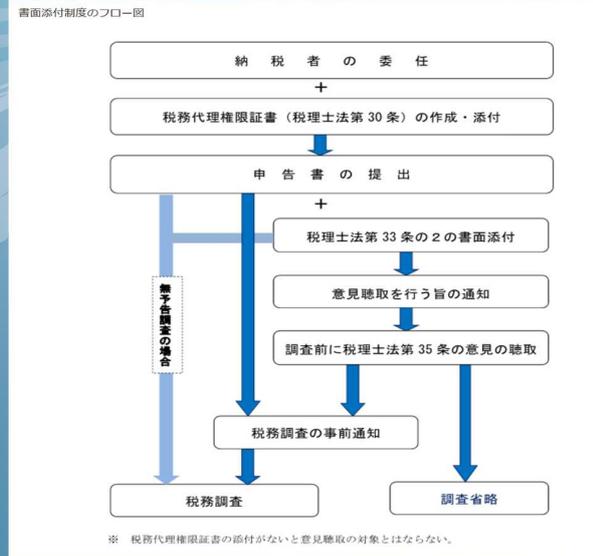
# V 書面添付制度と新書面添付制度



## 1 書面添付制度と新書面添付制度の概要

### 書面添付制度

- ・ 昭和31年の税理士法改正において日本税理士会連合会の要請により創設
- ・ 税理士が申告納税方式による申告書を作成
  - 税務に関する専門家の立場からどのように申告書を調製したものであるかを明らかにする



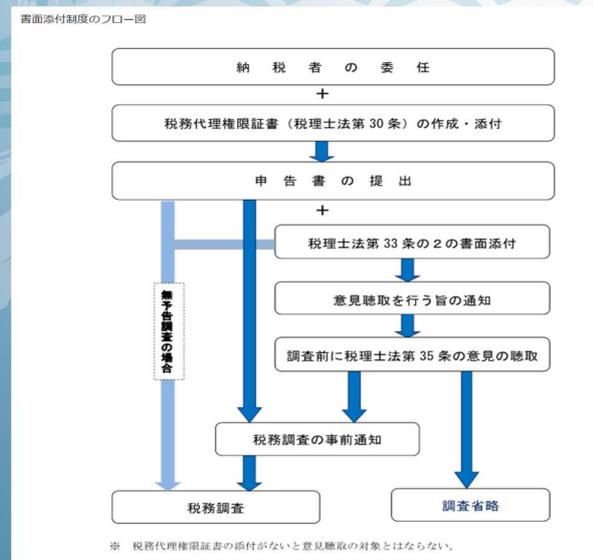
# V 書面添付制度と新書面添付制度



## 1 書面添付制度と新書面添付制度の概要

### 新書面添付制度

- ・ 税務の専門家である税理士の立場をより尊重、  
税務行政の一層の円滑化・簡素化を図る
- ・ 法33条の2に規定する計算事項を記載した書面を申告書に添付している場合
  - 従来の意見聴取に加えて、納税者に税務調査の日時場所をあらかじめ通知するときには、その通知前に、添付された書面の記載事項について、税務代理権限証書（法第30条）を提出した税理士に対して意見聴取の機会を与えなければならない
  - ① 納税者の適正申告の向上や納税者との信頼関係の醸成に資する
  - ② 納税者に対する税理士の責任の範囲が明確化される
  - ③ 事前通知前の意見聴取の段階で疑義が解消した場合、調査省略の可能性もあり



# V 書面添付制度と新書面添付制度



## 2 税務当局における書面添付制度の位置づけ

- ・ 書面添付制度の普及・定着
- ・ 正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化
- ・ 添付書面の作成者である税理士等の社会的信用の向上、信頼される税理士制度の確立

税 申告書 ( 年分・ 年 月 日 事業年度分・ ) に係る  
 税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面 (3302-1)  
 年 月 日 ※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称 事務所所在地 電話 ( ) -
書面作成に 係る税理士	氏 名 事務所所在地 電話 ( ) - 所属税理士会等 税理士会 支部 登録番号 第 号
依頼者	氏名又は名称 住所又は事務所 の 所 在 地 電話 ( ) -
私(当法人)が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。	
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項	帳簿書類の名称 作成記入の基礎となった書類等
2 提示を受けた帳簿書類(備考欄の帳簿書類を除く。)に記載されている事項	帳簿書類の名称 備 考
※事務 処理欄	部門 業種 意見聴取連絡事項 事前通知等事項 年月日 税理士名 通知年月日 予定年月日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

(1/4)

# V 書面添付制度と新書面添付制度



## 3 書面添付割合

税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合(所得税・相続税・法人税)

年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
所得税	1.3	1.4	1.4	1.4	1.5
相続税	18.2	20.1	21.5	22.2	23.1
法人税	9.1	9.5	9.7	9.8	9.8

出典:財務省「令和3事務年度 国税庁実績評価書」より

- 添付割合が低い理由: ①中小企業に知られていない  
 ②作成にかかる時間と労力  
 ③税務当局と税理士間における情報の非対称性

## V 書面添付制度と新書面添付制度



### 4 小括

- ・ 適正申告を行っている多くの中小企業
  - 書面添付は中小企業の納税への姿勢を税務当局に示す良い機会  
中小企業に対しては納税コンプライアンスの維持・向上にはプラスの動機づけ
- ・ 書面添付制度の普及による中小企業の税務コンプライアンスの維持・向上を目指す  
意義の周知と制度の普及

## VI まとめ



- ・ 税理士は、中小企業の創業から存続・発展そして事業承継や廃業に至るまで長期間に亘って関与
- ・ 中小企業は税務当局からの手厚い指導を受けることは期待できない
- ・ 経営資源に限りのある中小企業が難解な税法に通じているわけではなく、常に一定の税務リスクが存在
- ・ 多くの中小企業は税務コンプライアンスを遵守していることが想定
  - これらの中小企業に対して協力的手法を通じた取組を推進
- ・ 書面添付制度や自主点検チェックリストの活用
  - 税務リスクを低減させることで税務コンプライアンスの維持・向上を図ることが可能
- ・ 税務当局は中小企業に対して税務リスク低減に向けた考え方を積極的に発信することで  
適正申告への動機付けを推進、申告納税制度の一層の推進

ご清聴ありがとうございました



ご質問やお問合せはこちらまで

笹尾博樹 Email: [sasaozeirishi@sasao.bz](mailto:sasaozeirishi@sasao.bz)

# AOTCA TOKYO 2023



## タックスコンプライアンスについて 誠実申告確認制度

イ・ユンジャ / 韓国

2023年11月2日

## タックスコンプライアンスについて 誠実申告確認制度

誠実申告確認制度

イ・ユンジャ / 韓国

# AOTCA TOKYO 2023



## 目次

- I. 誠実申告確認制度とは?
- II. 立法目的
- III. 誠実申告確認制度の概要
- IV. 誠実申告確認制度の利点
- V. 誠実申告確認制度の限界
- VI. 要旨

AOTCA  
TOKYO  
2023 

### I. 誠実申告確認制度とは何か？

Enhancing Tax Compliance | [Confirmation of Compliant Filing System](#)



- ✓ 誠実申告確認制度は、特定の事業者が、税務士から帳簿の正確性の確認を受けた上で税務申告を行う制度である。
- ✓ この制度は、事業者の正直な申告を促すために導入された。

AOTCA  
TOKYO  
2023 

## II. 立法目的

Enhancing Tax Compliance | Confirmation of Compliant Filing System

1

税務コンプライア  
ンスを促す

2

税務監査の限界を  
克服する

3

課税標準を広げる

AOTCA  
TOKYO  
2023

## III. 誠実申告確認制度の概要

Enhancing Tax Compliance | Confirmation of Compliant Filing System

1

### 誠実申告確認証明書の提出

(以下、「確認証明書」という)



#### 個人事業主

所得税確定申告書とともに確認証明書を  
提出



#### 内国法人

法人税申告書とともに確認証明書を提出

✓ 申告期日が1カ月延長される。

AOTCA  
TOKYO  
2023

2 確認証明書の提出が義務付けられる納税者の範囲

■ 個人事業主

各事業の総収入が以下の金額を超える事業者

(1米ドル = 1,000ウォン)

産業	総収入
1. 農業、漁業、鉱業、卸売・小売業、不動産販売業、その他 区分2と3に該当しない事業	\$1,500,000
2. 製造業、宿泊・飲食サービス業、建設業など	\$750,000
3. 不動産賃貸業、各種個人向けサービスなど	\$500,000



2 確認証明書の提出が義務付けられる納税者の範囲

■ 法人

以下のいずれかの内国法人

1 主たる事業が不動産賃貸業で、特定の基準を満たす内国法人

2 所得税法に基づく誠実申告確認の対象である個人事業主が、事業資産の現物出資などの方法によって事業を法人化した内国法人



3 確認事項の詳細

事業年度	～	<b>誠実申告確認証明書</b>	社名	
	～		事業登録番号	
<b>1. 誠実申告確認証明の対象法人</b>				
① 社名		② 事業登録番号	-	-
③ 代表者名		④ 会社登録番号	-	
⑤ 業種				
⑥ 住所				
<b>2. 税務士</b>				
⑥ 社名		⑦ 事業登録番号	-	-
⑧ 氏名		⑨ 許可番号	-	
⑩ 住所				



3 確認事項の詳細

<b>3. 確認事項の詳細</b>	
<p>法人税法第60-2条第1項に従い、上記の誠実申告確認対象法人により維持および記録される帳簿および証憑に基づいて計算された課税標準および税額(所得および経費の額を含む)を、誠意をもって確認したことを、ここに確認します。</p>	
税務士	(署名または押印)
<p>法人税法第60-2条第1項に従い、当申告者は上記確認者より誠実申告確認証明書を受領し、確認証明書を提出します。</p>	
税務署長 殿	確認対象法人 (署名または押印)



3 確認事項の詳細

主要項目報告書

(単位:ウオン)

1. 基本事項 ー 事業所							
事業登録番号	所有形態	建物の状態	建物面積	賃貸保証金	月額賃貸料	従業員数	車両
		F	m <sup>2</sup>				



3 確認事項の詳細

2. 主要顧客の現況				
① 主要販売先				
社名	氏名	事業登録番号	金額	品目
② 主要購入先				
社名	氏名	事業登録番号	金額	品目



**3** 確認事項の詳細

3. 主な有形資産の詳細						
取得日	口座名義	資産の詳細 (品目)	場所	数量	取得価格	

4. 借入および支払利息の詳細						
口座名義	借入先名	借入目的	金額	年間支払利息	借入日	返済日

5. 貸付および受取利息の詳細						
口座名義	貸付先名	貸付理由	金額	年間受取利息	貸付日	満了日

**3** 確認事項の詳細

9. 売上高の適格な証憑						
① 総収入	② 証憑のある収入の総額					差額(① - ②)
	㊦税金計算書	㊧請求書	㊨クレジット/ ペイメントカード	㊩現金領収書	㊪振込用紙	
差額理由						

3 確認事項の詳細

10. 関係者(日給者を含む)への人件費支払いの詳細								
種別	氏名	住民登録 番号	関係	入社日 (退職日)	職務	給与支払い	非課税賃金	支払明細書の 記載額

11. 関係者に提供される保証および担保					
関係者		関係	支払保証額	詳細	金融機関
氏名	住民登録番号				

4 長所

- 誠実申告確認のために発生した費用は税額控除の対象
  - ✓ 誠実申告確認のため直接発生した費用の60% (上限120万ウォン)
- 医療費、教育費、住居費の控除
  - ✓ 非事業関連の経費
  - ✓ 適格であれば、控除が認められる。

4

#### 長所

A2

#### ■ 控除された税額の徴収

- ✓ 過少報告が後に判明した場合、控除税額（前記の①、②）は徴収される。
- ✓ そのような費用に対する税額控除は3年間適用できなくなる。

スライド 17

A2 "tax deduction" は「税控除」ですが、この文脈では、「控除するべきではない経費を控除したことが見つかると、後から徴収される」という状況を指しているようです。この解釈で良いか、ご確認いただければ幸いです。  
作成者, 2023/10/21

#### 5

#### 短所

- 追徴課税 = AとBのいずれか大きい方
  - A. 計算された事業所得税の5%
  - B. 総収入の0.02%
- 確定申告の正確性を直接検証するために、いつでも税務監査の対象に選ばれる可能性がある。

#### 6

#### 税務士の責任

- 「署名」に対する重い責任  
税申告が「誠実」でないことが判明した場合、確認証明書に署名した税務士が懲戒処分を受ける。
- 懲戒処分  
業務停止、罰金、または登録抹消

### 1

#### 誠実な申告の奨励

- 税務士が納税者の申告の詳細を検証し、確認証明書を発行する。
- 納税者が虚偽または架空の経費を不正に控除することを防ぐ効果がある。

### 2

#### 公正な課税の実現

- 課税標準がより正確になる。
- 脱税を予防する。
- 公正な課税の実現につながる。

## 3

## 税務行政の向上

- 税務監査の実施の必要性を低減する。
- 政府の人的資源を、非違行為のある納税者への対処など、他の税務執行の業務に費やすことが可能となる。

## 3

## 税務行政の向上

## \* 包括的所得税の申告状況

項目	2018年	2019年	2020年	2021年
所得税確定申告の対象者数 (人数)	6,911,088	7,469,635	7,850,913	9,339,463
総収入の合計 (百万ドル)	1,099,426	1,141,434	1,159,802	1,323,961
誠実申告確認制度 総収入 (百万ドル)	360,143	369,359	366,687	438,492
比率 (%)	32.75%	32.35%	31.61%	33.11%

(全国税務統計調査、2023年)

### 1

#### 納税者の権利の侵害

- 納税者の自己申告制度の原則を侵害する。
- 誠実申告確認制度は、納税者が自身の税務申告を正確であると考えていても、税務士による確認を受けることを義務付ける。

### 2

#### 税務協力のコスト負担

- 誠実申告確認を受けるコストに対する税額控除に上限がある。
- 確認のためのさらなる時間が必要になる。
- このような金銭的・時間的コストは、結果的に、政府が税務行政コストを納税者に転嫁したことになる。

3

### 税務士の情報アクセスに限界がある

- 納税者情報へのアクセス量に格差が生じる



税務士



税務当局

- 税務士の責任は過重と言える

誠実申告確認制度は、税務コンプライアンスを向上させる  
施策として実施

誠実な申告を実現し、  
課税標準を拡大  
誠実申告確認制度の限界を  
改善

より効率的かつ公正な税務コ  
ンプライアンスの強化政策と  
して策定



個人的見解

納税者に「税金は払う価値がある」と認識させる。



**THANK YOU**



## AOTCA インターナショナル・タックスカンファレンス

# 納税意識とコンプライアンス

By: Galmandakh Urlee  
Enkhmend Magsarjav  
モンゴル税理士会

Tokyo, Japan 2023



# 納税意識とコンプライアンス



### 議題

- モンゴルの伝統的な納税意識
- 税の倫理と納税意識がコンプライアンスに影響を与える
- モンゴルのタックスコンプライアンスの現況



# 納税意識とコンプライアンス



納税意識とコンプライアンスは納税者の行動、文化、及び歴史に影響を受けることがある。モンゴル人の意識の特徴を次のように定義できる:

1. 慈善事業を行うために他人を傷つけない
2. 平和を保つために他人を虐待しない
3. 心を浄めるために汚さない
4. 正直であるために詐欺を行わない

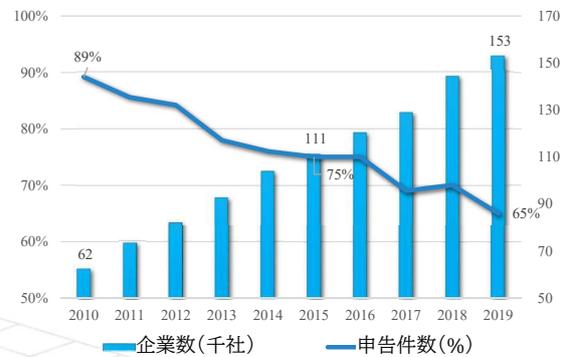


## はじめに

1992年に一連の税法が承認され、新制度「自己申告及び法令で定められた税率の納税」が採用された。

過去10年間で電子税務申告システムが発達したため、モンゴルの税務は次のような状況になっている。

- ✓ 会計ソフトから直接申告書を送信
- ✓ 電子領収書システムのデータから簡易申告書を作成
- ✓ 税金をリアルタイムで電子納付
- ✓ 納税者登録と納税に関連付けた23種類の報告書と15種類の申請書を電子発行



2021年、滞納税の累積額が3兆2,000億トゥグルグに到達 → 税収予算の20%

2010～2019年の間に企業数は毎年11%のペースで増加したが、確定申告件数は毎年3%減少している。



$$E_{TY} = \frac{\Delta T\%}{\Delta Y\%}$$

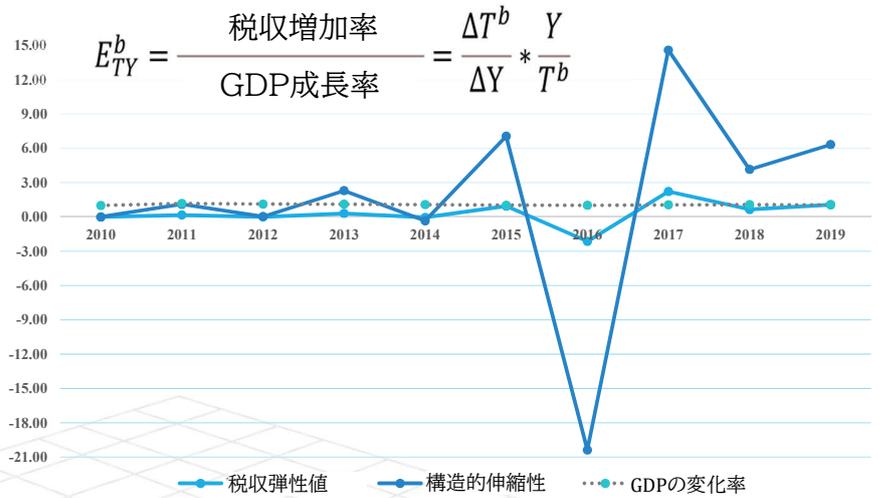
# 税収弾性値、構造的伸縮性

税収弾性値

$$E_{TY}^b = \frac{\text{税収増加率}}{\text{GDP成長率}} = \frac{\Delta T^b}{\Delta Y} * \frac{Y}{T^b}$$

構造的伸縮性

$$E_{TY} = \frac{\Delta T\%}{\Delta Y\%}$$



GDPが1%増加 → 税収が1%以上増加。税収弾性値が構造的伸縮性を上回る場合、租税政策が適正に実施されていることを意味する。

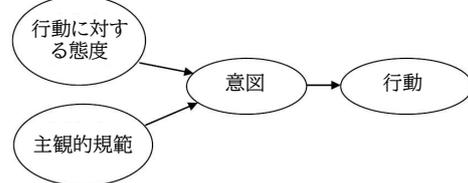


# 税務コンプライアンス

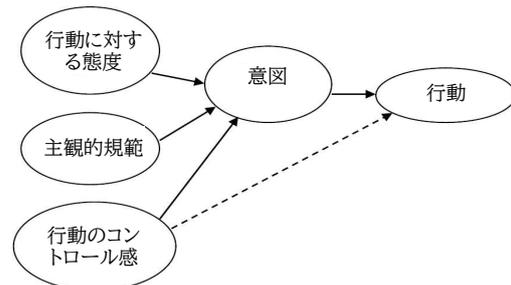
税務コンプライアンス：1970年代以降、税法へのコンプライアンスの研究が進む。

1. 税務コンプライアンスは、**自発的**か**強制的**かに分類される。
2. 税務コンプライアンスに対するアプローチ  
 経済的 → 経済学理論  
 または  
 行動的 → 社会学および心理学理論
3. 行動を予測するために最もよく用いられる理論は、合理的行為理論(TRA)と計画的行動理論(TPB)である。

## 合理的行為理論 (TRA)



## 計画的行動理論(TPB)





# ナッジ理論

## 抑止



税務調査  
ペナルティ

## 非抑止

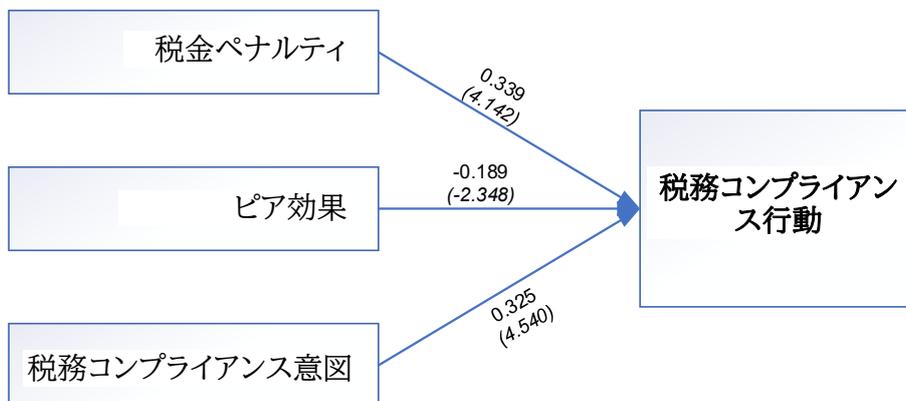


納税意識(Tax moral)  
注意喚起、簡易性、情報



# 研究成果

## 税務コンプライアンス行動に影響を及ぼす要因

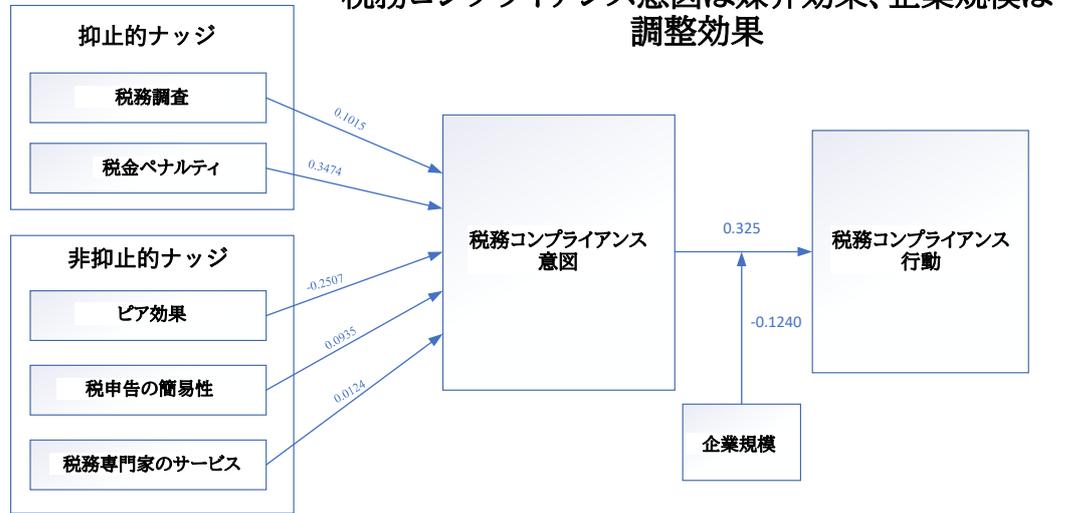


$$Tax\ Comp = 1.974 + 0.339Penalty + 4.540Intention - 0.189PeInf$$

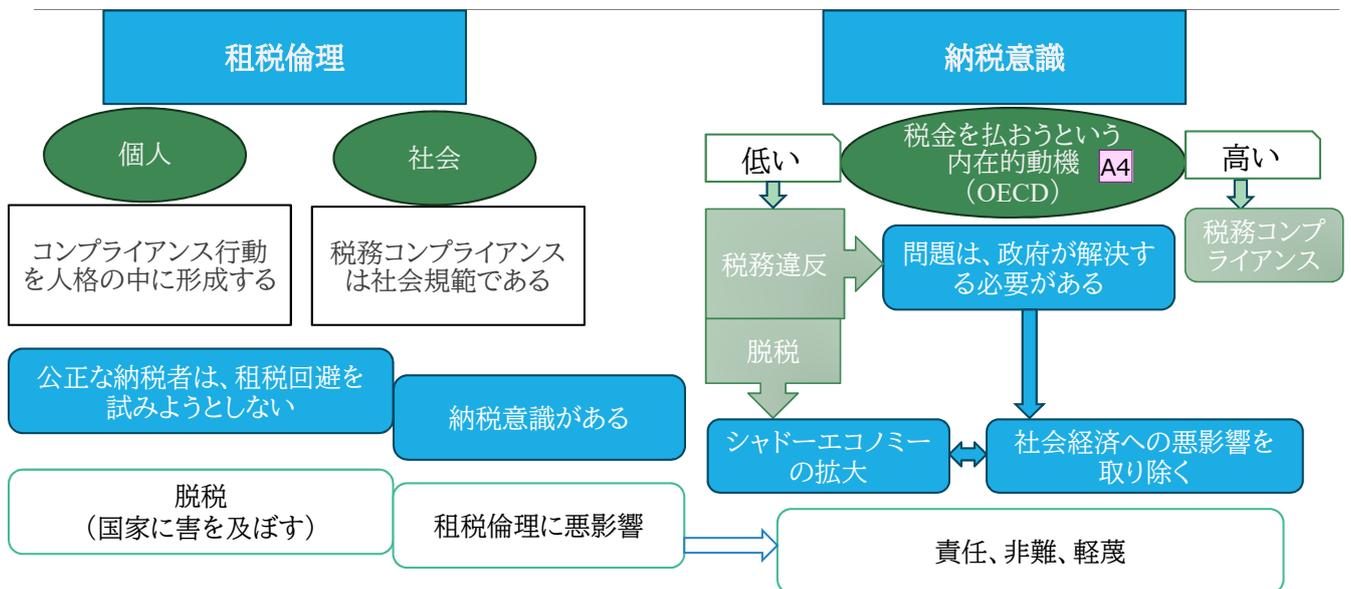


# 研究成果

仮説	支持/不支持
H1	支持
H2	支持
H3	支持
H4	支持



# 租税倫理と納税意識



- A4 このOECDの定義は Tax morale の定義です。  
そのため、このスライドの Tax moral はすべて、Tax morale として訳しました。  
作成者, 2023/10/20



## 結論と提案



- I. 抑止的ナッジは、法人所得税法へのコンプライアンスに直接的影響を及ぼす。非抑止的ナッジの効果が弱いことは、納税者の税法に関する知識不足、税務専門家のサービスへのアクセス不足、税務報告に関する訓練・助言の不足と関連しているかもしれない。

したがって、

- I. 非抑止的ナッジによる介入は、税法への自発的コンプライアンスを促進すると考えられる。  
II. 非抑止的ナッジによる介入を抑止的ナッジによる介入と併せて実施すれば、税務当局と納税者との間の協力と信頼を高めることによって税法へのコンプライアンスを向上させることができる。  
III. 電子税務申告システムをユーザー中心のシステムとして開発し、使用方法を伝え、紹介し、簡易化することによって、より利用しやすくすることができる。  
IV. 企業規模に応じて税法への自発的コンプライアンスを支援する施策を、法律や規則に盛り込む。

---

**Thank you for your attention**



---

# AOTCA TOKYO 2023



## タックスコンプライアンス

PRABIN RAJ KAFLE, FCA



2023年11月2日

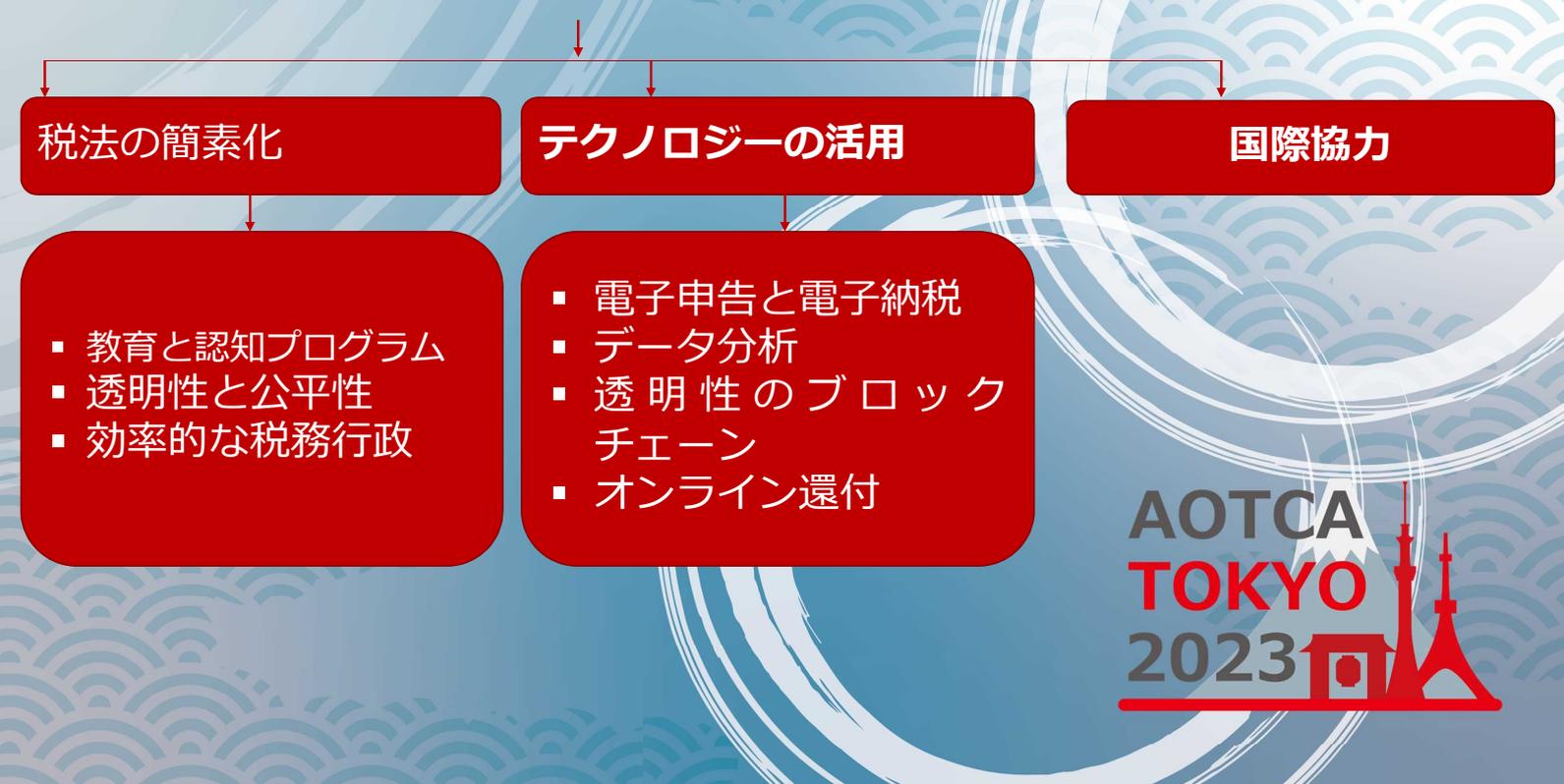
## タックスコンプライアンス-ネパールの状況



# ネパールが直面している課題



# タックスコンプライアンスの戦略－優先事項



# タックスコンプライアンスの戦略－その他

→ 専門家によるフィードバック機能／苦情処理機能

→ 汚職への対処

→ 課税標準の拡大

→ 高額納税者の褒賞（部門別・毎年）

→ 脱税の情報提供者へのインセンティブ

→ 税法の改正・手続きを検討する委員会の形成

AOTCA  
TOKYO  
2023 



AOTCA  
TOKYO  
2023 



日本税理士会連合会

# AOTCA TOKYO 2023

A red graphic illustration of the Tokyo skyline, including the Tokyo Tower and a traditional Japanese building, positioned to the right of the main title.

## タックスコンプライアンス - マレーシア

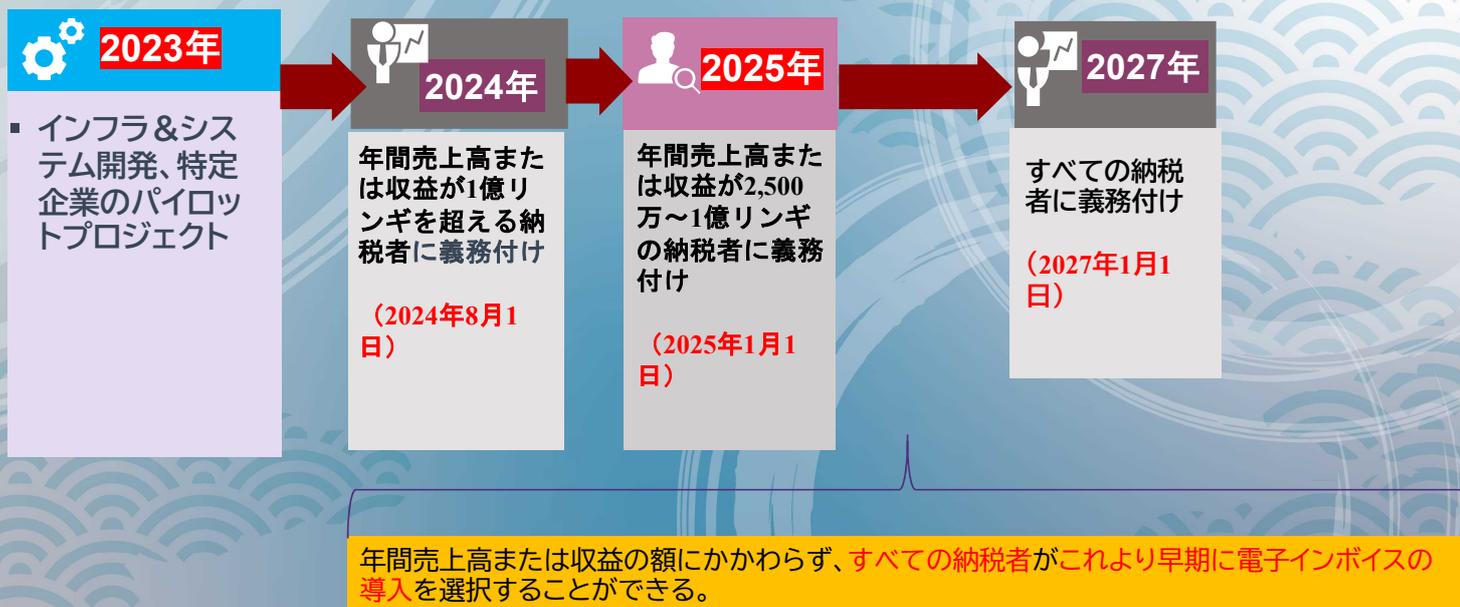
チョウ・チー・イエン  
マレーシア勅許租税協会

2023年11月2日

## 電子インボイス制度 (E-INVOICING)



# 電子インボイス制度 – マレーシアにおける実施ロードマップ



3

## マレーシアにおける電子インボイス制度

- 明確にすると、遵守義務は 電子インボイスに関する見通し(e-Invoice perspective)の発行以降に生じる。
- 言い換えれば、上記の年間売上高または収益の基準に該当する納税者は、実施のタイムラインに沿って、電子インボイスを発行し、マレーシア内国歳入庁(IRBM)の検証を受けなければならない。
- 実施日以降に作成、発行される請求書は、電子インボイスでなければならない。

4

# 電子インボイス制度

# INVOICE



サプライヤー



ステップ1  
売掛金



ステップ2  
システムで電子  
インボイスを作成

電子インボイス



- XMLファイル
- JSONファイル



ステップ3  
システムで電子  
インボイスを処理

買い手



ステップ4  
買掛金

電子インボイス制度は、統合・構造化されたデータ形式による電子請求書(Eインボイス)の交換である。



電子インボイスを  
利用しない

- 1) 請求書を作成
- 2) PDFの請求書

- ❖ PDFファイル
- ❖ DOCファイル
- ❖ JPGファイル
- ❖ Eメール
- ❖ 紙の請求書

## マレーシアにおける電子インボイスの典型的ワークフロー



### ①電子インボイスの発行

販売または取引が行われたとき(電子インボイスの修正も含む)、サプライヤーは電子インボイスを作成し、MyInvois PortalまたはAPIを通してIRBMに送信して検証を受ける。

### ②電子インボイスの検証

IRBMの検証はリアルタイムで行われ、電子インボイスが必要な基準を満たしていることを保証する。検証を受けると、サプライヤーは、MyInvois PortalまたはAPIを通してIRBMより固有の(Unique)識別番号を受け取る。

固有の識別番号によって、IRBMによる追跡が可能になり、電子インボイスの改ざん例が減少する



### ④電子インボイスの共有

検証されると、サプライヤーは検証済み電子インボイス(QRコードを記載)を買い手と共有しなければならない。QRコードを使用して、MyInvois Portalで当該電子インボイスの存在やステータスを確認することができる。



### ③電子インボイス検証通知

IRBMは、電子インボイスを検証したら、MyInvoisまたはAPIを通してサプライヤーと買い手の双方に通知する。



### ⑥MyInvois Portal

サプライヤーと買い手は、MyInvois Portalで当該電子インボイスの取引概要を閲覧することができる。



### ⑤電子インボイスの拒否または取り消し

電子インボイスの発行後、以下のために一定期間の猶予が設けられる。  
・買い手が電子インボイスの拒否を申請する  
・サプライヤーが電子インボイスの取り消しを行う

電子インボイスの拒否申請または取り消しは、その理由を添えて[72時間以内]に行わなければならない。

# 所得証明書と経費証明書

## □ 所得証明書:

- ✓ 電子インボイス: この文書は、販売その他の取引がなされたときに、納税者の所得を確認するために発行される。

## □ 経費証明書:

- ✓ この種の文書は、納税者によってなされた購入その他の支出を記録する。
- ✓ 返金、割引も対象に含まれる。
- ✓ また、特定の状況では、海外取引などの経費を記録するために納税者が自己電子インボイスを発行する必要がある。

例:

納税者が外国サプライヤーからサービスを取得し、その外国サプライヤーから請求書を受け取ったが、そのサプライヤーがマレーシアのMyInvoisシステムを利用していない場合、納税者はその経費を記録するために自己電子インボイスを発行する必要がある。

7

# 電子インボイス制度の利点

1

大規模な企業では、効率性が向上し、時間とコストの大幅節減となる

企業の業務  
効率向上

4

データの入力と作成、取引文書とデータの提出を電子的に自動化

請求プロセス  
の統一

2

暗号化によりセキュリティを強化し、不正な請求書を削減し、機密情報を保護

セキュリティ  
の向上

5

シームレスなシステム統合により、効率的かつ正確な税務報告を実現

確定申告の  
促進

3

また、合理化された電子インボイス情報により、国境を越えた事業取引データの交換を容易化

国境を越えた  
取引の容易化

6

財務報告と財務処理を中小企業向けの業界標準に沿ってデジタル化

財務報告の  
デジタル化

# 税務コーポレートガバナンス体制



## 税務コーポレートガバナンス体制(TCGF)

TCGF



目的は、企業が税務コーポレートガバナンスにおけるIRBM(HASiL)の重点分野を理解し、以下を行えるようにすること:



- i) 企業の税務ガバナンスと内部統制の枠組みを開発または改善する
- ii) 税務コンプライアンスを促進し、税務リスクを低減する
- iii) 企業の枠組みの堅牢性をテストする
- iv) 企業の主要な内部統制事項の運用有効性を、IRBMを含むステークホルダーにどのように提示するべきかを理解する
- v) 税務に関連する財務リスク、規制リスク、レピュテーションリスクを十分に認識し、評価を行う



確実性の強化



税務問題の  
早期解決



透明性の向上

# 税務コーポレートガバナンス体制(TCGF)

## 税務コーポレートガバナンス・プログラム

IRBMと納税者との間の取り決めであり、企業の法人税コンプライアンスに関する問題を改善するために率直かつ誠実に協力することを目的とする。

大企業/PLC (売上高が  
1億リンギ以上)

IRBMの Best Taxpayer Award  
を受賞したことがある企業

GLC/国有企業

順法納税者(申告書の提出、納税)

実施費用  
- 税額控除の対象外

参加料はなし

11

# 税務コーポレートガバナンス体制(TCGF)

## 税務コーポレートガバナンス・プログラム

### 利点

#### A. 企業にとって:

- i) 税務リスク管理を強化する
- ii) 事業の業務効率を促進する
- iii) 税務リスク管理のプラットフォームを創出する
- iv) 積極的にリスクを特定する手順の実施を奨励する
- v) 税務管理に対する企業の自信を高める
- vi) 企業の経営陣やステークホルダーのレピュテーションを守る
- vii) 正確な税務申告を確保し、帳簿のインテグリティを強化する
- viii) コンプライアンスコスト削減の可能性
- ix) タックスエクスポージャーに関する確実性の強化

12

# 税務コーポレートガバナンス体制(TCGF)

## 税務コーポレートガバナンス・プログラム

### 利点

#### B. IRBMにとって:

- i) 企業の事業、税務ガバナンス手順、税務リスク管理手順について理解を深める
- ii) 納税者との関係を強化する
- iii) 事業者に配慮し、かつ、国際基準や政府のイニシアティブに沿った協力的コンプライアンスを促進する
- iv) 効率性を高め、資源の有効利用を強化する
- v) 監査と執行をハイリスクケースに集中させることが可能になる
- vi) 正確な税務申告と適時の納税を受ける

# 税務コーポレートガバナンス体制(TCGF)

## 税務コーポレートガバナンス・プログラム

### 有利性



TCGプログラムに参加する企業にIRBMが提供

#### コンプライアンス業務に対する監視の緩和

- 税務監査の実施なし、または削減
- 重要性の高いものに限定、またはサンプルサイズの縮小

#### 担当税務官の指定

- 納税者とIRBMとの間の単一窓口
- 技術的問題に関する進行中の話し合いを迅速化

#### 税金還付の迅速化

- 順法参加者の税金還付プロセスを加速

#### 優先的配慮

- ペナルティを受けていない順法参加者は優先的配慮を受けることができる

## 税務コーポレートガバナンス体制(TCGF)

### 税務コーポレートガバナンス・プログラム

必要条件を満たす:

税務戦略／政策



- 税務政策を検討する
- 税務政策を策定または改訂する
- 税務政策を公表する

税務リスクと統制項目



- 現行の税務リスクを検討する
- 主要な税務手続きと統制項目を決定する

手続きとテスト項目を文書化



- 主要な税務手続きを文書化する
- テストプログラムを策定する

15

## 税務コーポレートガバナンス体制(TCGF)

### 税務コーポレートガバナンス・プログラム

#### フェーズ1:

パイロットプロジェクト(2022年6月～2024年6月)

- IRBMが、一部の企業にプログラム参加の案内を送付

#### フェーズ2:

対象を全企業に拡大

16

**Thank you**



**AOTCA**  
**TOKYO**  
**2023**

A red silhouette graphic of the Tokyo skyline, featuring the Tokyo Tower and other buildings, positioned to the right of the text.